

鶴居村過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

第1回変更 令和4年5月26日

第2回変更 令和5年3月30日

北海道阿寒郡鶴居村

目 次

1	基本的な事項	
(1)	鶴居村の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	鶴居村の行財政の状況	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針	15
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	20
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	21
(7)	計画期間	21
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	21
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	23
①	移住・定住	
②	地域間交流の促進	
③	人材育成	
(2)	その対策	24
(3)	計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	26
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	28
①	農業	
②	林業	
③	工業及び企業誘致、起業の促進	
④	商業	
⑤	観光・レクリエーション	
(2)	その対策	32
(3)	計画	34
(4)	産業振興促進事項	35
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	35
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	37
(2)	その対策	37
(3)	計画	38
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	38

5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	4 0
①	道路	
②	交通	
(2)	その対策	4 1
(3)	計画	4 3
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	4 5
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	4 6
①	水道施設	
②	下水道処理施設	
③	廃棄物処理施設	
④	消防施設	
⑤	公営住宅	
(2)	その対策	4 8
(3)	計画	5 0
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	5 2
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	5 4
①	子育て支援	
②	高齢者・障がい者福祉	
③	保健対策	
(2)	その対策	5 5
(3)	計画	5 7
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	6 0
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	6 2
(2)	その対策	6 2
(3)	計画	6 3
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	6 3
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	6 4
①	学校教育	
②	生涯学習	
③	集会施設・体育施設	
(2)	その対策	6 7
(3)	計画	6 9
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	7 1

10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	73
(2)	その対策	73
(3)	計画	74
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	74
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	75
(2)	その対策	75
(3)	計画	76
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	76
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	77
(2)	その対策	77
(3)	計画	78
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	79
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	80
	① 地域景観形成事業	
	② イベント事業	
	③ 鶴居村PR事業	
(2)	その対策	81
(3)	計画	82
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	82
	過疎地域持続的発展特別事業分（令和3年度～令和7年度）	83

1. 基本的な事項

(1) 鶴居村の概況

①鶴居村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本村は、北海道東部・釧路管内のほぼ中央部に位置し、東西 23km、南北 42km、総面積 571.80 平方 km を有している。

本村の東部は標茶町、南部に釧路湿原国立公園を挟んで、ひがし北海道の中核都市である釧路市や釧路町に接しており、また、北西部は釧路市阿寒町に面している。

また、本村の地勢は、阿寒カルデラ外輪山の丘陵地を源として貫流する久著呂川や雪裡川、幌呂川の流域に沿って広がる久著呂、雪裡、幌呂の3つの原野をもって構成され、流域はいずれも農耕適地で大規模草場が広がっている。

標高は、釧路湿原国立公園である湿原地帯の 3.6m を最低に、最高は阿寒山麓における原始林地帯の 812m で、農耕地は 40m から 200m の丘陵地に拓かれている。

気候は、年間平均気温 5～6℃を示し、秋から冬にかけては好天が続き、年間降雨量は 1,000mm 程度と少ない。冬期の積雪は比較的少ないものの、地下凍結が著しい地域である。

本村は、明治 18 年に 27 戸の集団が未開の雪裡川流域に入地したのが開拓の始まりとされ、明治 20 年に本村下雪裡に阿寒郡戸長役場が設けられたが、明治 31 年には当時の舌辛村（現釧路市阿寒町）に移転された。大正中期から昭和初期にかけて、本州各地から開拓による入植が相次ぎ集落が形成された。

当時の舌辛村は、阿寒郡の中央部を南北に貫く分水嶺によって阻まれていたため地域の発展に大きな障害となり、次第に分村独立の願いが高まりを見せていた。また、昭和 4 年には殖民軌道の開通により本村の開発は一段と進展し、昭和 12 年舌辛村から分村による 2 級町村制を施行し、村名を鶴居村として現在に至っている。

交通は、釧路市と弟子屈町とを結ぶ道道釧路鶴居弟子屈線のほか、道道阿寒公園鶴居線、道道阿寒標茶線、道道幌呂原野鶴居線、国道 274 号線が日常生活や産業活動などの路線として極めて重要な幹線道路である。

本村の産業は、冷涼な気象条件や火山灰地、泥炭地などに阻害されながら乳牛を主体とした酪農専業形態がほとんどである。

現在は、農業生産基盤の整備が図られ、多頭数飼育による近代化経営が進められている。また、家畜ふん尿の処理など環境と調和した農業の推進を図りながら快適で住みよい農村環境の実現と足腰の強い酪農経営を目指している。

隣接する釧路市などとは、古くから経済、教育、医療などの面で極めて密接な

関係にあり、人の往来や交流も盛んである。このため、商業の集積度の違いや村民などの行動範囲が拡大し、村外へ消費購買力が流出するなど、地元購買力の低迷が地域の大きな課題である。

しかし、本村は広大な釧路湿原国立公園や特別天然記念物タンチョウを有する自然資源に恵まれ、自然観察型の観光や自然と共生した体験観光などが注目されていることから、本村周辺を訪れる交流人口は概ね横ばいである。

②鶴居村の過疎の状況

本村の人口は、昭和 35 年には 4,540 人を数えたが、平成 27 年では 2,534 人と 55 年間で 44.1%の人口減少に至っている。

また、高齢者比率（65 歳以上）を見ると、昭和 35 年には 5.1%であったものの、平成 27 年では 31.9%と急速に高齢化が進んでおり、反面、若年者人口（15 歳以上 29 歳以下）の比率は、昭和 35 年の 23.4%から平成 27 年には 9.8%と急激に減少している。

これら人口減少と人口構成変化の主な原因は、昭和 30 年代から 40 年代の高度経済成長に伴い、第一次産業から都市部を中心とした第二次、第三次産業に若年労働力などが吸収されてきたとともに、近年急速に進む少子化による影響が大きいものと考えられる。

さらに、本村には就業の場としての企業などが少なく、また、当時の酪農も生産基盤や経営規模が脆弱で、農業経営に対する将来への不安から次代を担う後継者などが育成できなかったことも要因のひとつに上げられ、一集落挙げて離散する事実も見られた。こうした日本経済の高度成長や産業構造の変化などによる人口減少にとどまらず、子どもの教育や医療の問題なども過疎化が進んだ要因のひとつと考えられる。

③鶴居村の社会経済的発展の方向の概要

本村は、基幹産業の酪農を中心とした農村地帯である。これまでに各種農業基盤整備事業を積極的、かつ計画的に推進してきたことによって、生産性の高い農業経営が確立されてきた。

近年における国内の酪農は、自由貿易を基本とする WTO（世界貿易機関）体制のもと、国際化や貿易の自由化が進んでおり、さらに TPP（環太平洋パートナーシップ協定）への対応など、時流に対応できる足腰の強い農業生産基盤の体制づくりが求められている。

本村における酪農畜産は、豊富な草地基盤に立脚した大規模な酪農経営が行わ

れており、食料生産基地として順調な生乳生産量の伸びを示している。

このため、今後の酪農経営の安定的な発展を図るためには、農業生産基盤の整備を引き続き推進しながら、生産性を高める技術研究や農村環境の整備などをより推進するとともに、効率的で魅力ある酪農経営の実現を目指していかなければならない。

近年は心の豊かさを重視する価値観やライフスタイルの変化から農業・農村のもつ多面的な機能が評価されてきており、生活環境の整備と活力ある農村づくりを推進していかなければならない。

また、本村の人口は近年わずかな減少は見られるものの、核家族化の進行などによって世帯数は年々増加の方向にある。こうした村民の多くは、本村を真のふるさととして将来にわたって定住する意向をもっており、定住を支える意識は確かなものがある。

本村は、釧路市や空の玄関口である釧路空港に近く、交通アクセスやその立地条件は他市町村に勝るとも劣らない好条件にある。また、貴重な動植物が生息する釧路湿原国立公園を有し、特別天然記念物タンチョウが生息するなど、自然資源や景観に恵まれた魅力のある地域であり、こうした本村の持つ地理的条件や自然環境などを観光資源として生かしながら、住民福祉中心の自立した地域社会の実現に努めていくことが更に求められる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移

本村の人口の推移を5年ごとに実施されている国勢調査人口でみると、昭和35年と昭和40年の対比で15.5%減、また、昭和40年と昭和45年の対比では21.4%減、昭和45年と昭和50年の対比では12.1%の減少率を示しているが、それ以後は徐々に人口減少率は鈍化の傾向にある。

昭和30年代以降の人口減少の要因は、高度経済成長に伴う都市部への人口流出、また、産業基盤や生活基盤の整備の遅れや開拓入植者の離農などが挙げられる。

昭和50年と昭和55年の対比では0.5%の減、また、昭和55年と昭和60年の対比では8.3%の増となったが、これは村内に民間病院が新たに設置されたことが大きな要因と考えられる。

昭和60年と平成2年の対比では0.9%の減、更に平成2年と平成7年の対比では2.5%、平成7年と平成12年の対比では1.1%、平成12年と平成17年の対比では2.1%、平成17年と平成22年の対比では1.7%、平成22年と平成27年の対

比では 3.5%の減となり、本村への移住者の増加などによって人口減少に一定の歯止めがかかってきたものの、今後は少子化の更なる進展によって、人口の減少幅が大きくなっていくものと考えられる。

具体的に年代別人口を構成比でみると、少子社会の影響から若年者層（0 歳から 14 歳まで）の構成割合が年々減少している状況にあり、今後、若年者人口の自然増加は、容易には見込めない状況にある。

②産業の推移と動向

生産者人口（15 歳以上 64 歳以下）については、本村への移住者などにより同人口減少に一定の歯止めがかかっている状況にあるものの、地元で雇用の場が少ないため、高校・大学の卒業者を中心に都市部に職を求めて流出しており、現状では若年者人口同様に社会増加は見込めない状況にある。

一方、65 歳以上の高齢者人口はこれまで増加の一途をたどり、高齢社会の到来とともに今後も増加の傾向は変わらないものと推測される。

さらに、産業別人口で見ると、第一次産業就業人口は本村の基幹産業である酪農に従事する人がほとんどであるが、農業生産基盤の整備や近代化、省力化が進み、更には、農業後継者不足などから年々減少の傾向にある。

第一次産業人口の構成割合は、昭和 35 年 78.0%、昭和 45 年 62.2%、昭和 55 年 51.2%と落ち込み、平成 7 年には 36.7%と初めて 30%台となり、平成 12 年 34.9%、平成 17 年 36.2%、平成 22 年 36.9%、平成 27 年では 34.2%と 30%台で推移している。

第二次産業人口の構成割合では、昭和 35 年 6.1%、昭和 45 年 11.3%、昭和 55 年 12.1%、平成 2 年 13.7%、平成 7 年で 15.5%と増加傾向にあったものの、平成 12 年 11.4%、平成 17 年 10.2%、平成 22 年 9%、平成 27 年では 9.4%と概ね横ばいである。

また、第三次産業人口の構成割合では昭和 35 年 15.9%、昭和 45 年 26.5%、昭和 55 年 36.7%、平成 2 年 43.8%、平成 12 年 53.7%、平成 17 年 53.6%、平成 22 年 54.1%、平成 27 年では 56.4%となり、ここ 10 年間は微増である。その要因は、主に離農者の第三次産業への就労や釧路市などの村外企業へ就労する移住者などの増加によるものである。平成 2 年以降、サービス業を中心とした第三次産業就業人口が第一次産業就業人口を上回る人口構成となっている。

将来における本村の人口見通しは、今後更に高齢者人口は増加することが予想され、また、これまでの住民基本台帳人口の推移から、今後の一定期間は人

口の微減傾向が続くものと予測される。

本村は、釧路市や釧路空港に近い地理的条件や都市住民の自然豊かな農村に対する意識の変化などを生かし、交流人口の拡大を図りながら宅地造成による分譲販売などによって、定住者の確保や移住者の受入れなどに引き続き取り組んでいくこととしている。また、酪農の魅力づくりや農畜産物の付加価値化、地域産業の育成などによって、人口の減少に歯止めをかける村づくりを推進していく考えである。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

(単位：人、%)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	4,540		3,835	△15.5	3,015	△21.4	2,651	△12.1	2,638	△0.5
0 歳～14 歳	1,840		1,345	△26.8	927	△31.1	724	△21.9	696	△3.9
15 歳～64 歳	2,470		2,243	△ 9.2	1,860	△17.1	1,711	△8.0	1,693	2.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	1,061		811	△23.6	540	△33.4	492	△8.9	450	△8.5
65 歳以上 (b)	230		246	7.0	228	△ 7.3	216	△5.3	249	15.3
(a) / 総数 若年者比率	23.4		21.1	—	17.9	—	18.6	—	17.1	—
(b) / 総数 高齢者比率	5.1		6.4	—	7.6	—	8.1	—	9.4	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,856	8.3	2,829	△0.9	2,759	△ 2.5	2,728	△1.1	2,672	△2.1
0 歳～14 歳	652	△6.3	516	△ 20.9	439	△14.9	399	△9.1	399	0.0
15 歳～64 歳	1,860	9.9	1,830	△1.8	1,727	△ 5.6	1,665	△3.6	1,580	△5.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	451	0.2	419	△7.1	398	△ 5.0	375	△5.8	302	△19.5
65 歳以上 (b)	344	38.2	483	40.4	593	22.8	664	12.0	693	4.4
(a) / 総数 若年者比率	15.8	—	14.8	—	14.4	—	13.7	—	11.3	—
(b) / 総数 高齢者比率	12.0	—	17.1	—	21.5	—	24.3	—	25.9	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	2,627	△1.7	2,534	△3.5
0 歳～14 歳	364	△8.8	325	△10.7
15 歳～64 歳	1,499	△5.1	1,381	△7.9
うち15歳～ 29歳 (a)	260	△13.9	249	△4.2
65 歳以上 (b)	764	10.2	809	5.9
(a) /総数 若年者比率	9.9	—	9.8	—
(b) /総数 高齢者比率	29.1	—	31.9	—

(注) 平成 27 年の国勢調査 2,534 人の内、年齢不詳が 19 人存在している。

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

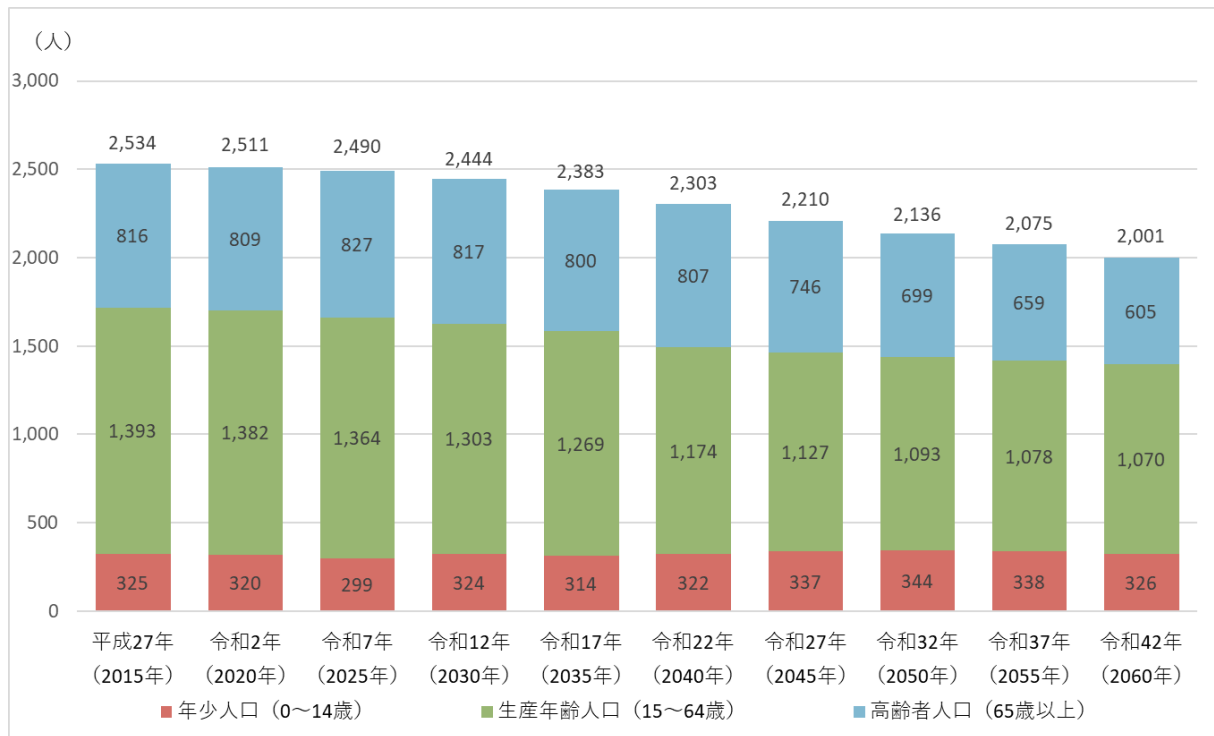
(単位: 人、%)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	2,531	—	2,623	—	3.6	2,561	—	△2.4
男	1,250	49.4	1,318	50.2	5.4	1,277	49.9	△3.1
女	1,281	50.6	1,305	49.8	1.9	1,284	50.1	△1.6

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	2,512	—	△1.9	2,499	—	△0.5	
男 (外国人住民除く)	1,254	49.9	△1.8	1,253	50.1	△0.1	
女 (外国人住民除く)	1,258	50.1	△2.0	1,246	49.9	△1.0	
参 考	男 (外国人住民)	3	23.1	—	3	21.4	0.0
	女 (外国人住民)	10	76.9	—	11	78.6	10.0

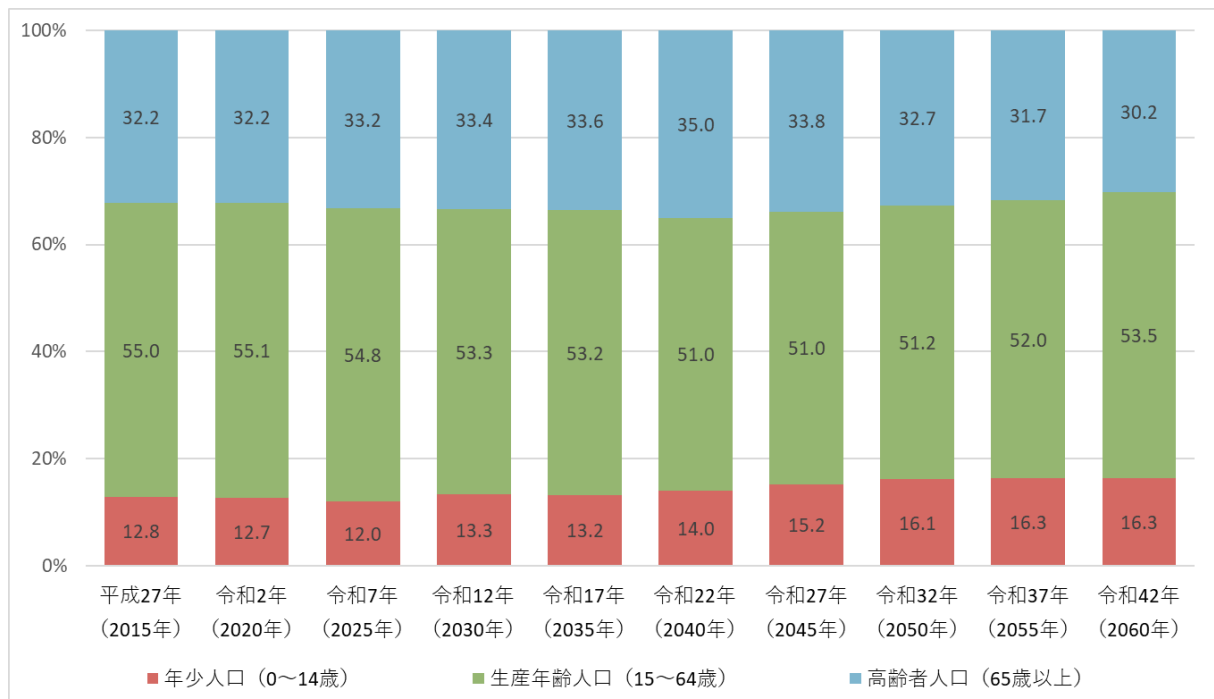
表 1 - 1 (3) 人口の見通し

将来人口の推移



(出典) 鶴居村人口ビジョン 鶴居村まち・ひと・しごと創生総合戦略

年齢 3 区分別人口割合の推移



(出典) 鶴居村人口ビジョン 鶴居村まち・ひと・しごと創生総合戦略

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(単位:人、%)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	2,244	1,869	△16.7	1,621	△13.3	1,453	△10.4	1,456	2.0
第一次産業 就業人口比率	1,751 78.0	1,202 64.3	△31.3	1,009 62.2	△16.1	788 54.2	△21.9	746 51.2	△ 1.8
第二次産業 就業人口比率	137 6.1	212 11.3	54.7	183 11.3	△13.7	209 14.4	14.2	176 12.1	△ 7.0
第三次産業 就業人口比率	356 15.9	455 24.4	27.4	429 26.5	△ 5.7	456 31.4	6.3	534 36.7	37.1

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実数	増減率
総 数	1,486	2.1	1,462	△ 1.6	1,451	△ 0.8	1,356	△6.5	1,261	△7.0
第一次産業 就業人口比率	674 45.4	△ 0.7	621 42.5	△ 7.9	533 36.7	△14.2	473 34.9	△11.3	456 36.2	△3.6
第二次産業 就業人口比率	213 14.3	23.8	200 13.7	△ 6.1	225 15.5	△12.5	155 11.4	△31.1	128 10.2	△17.4
第三次産業 就業人口比率	599 40.3	13.4	641 43.8	7.0	693 47.8	8.1	728 53.7	5.1	677 53.6	△7.0

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	1,206	△4.4	1,230	2.0
第一次産業 就業人口比率	445 36.9	△ 2.4	421 34.2	△5.4
第二次産業 就業人口比率	109 9.0	△14.8	115 9.4	5.5
第三次産業 就業人口比率	652 54.1	△3.7	694 56.4	6.4

(注) 平成 2 年 1 人、平成 7 年 3 人、平成 27 年 4 人の分類不能が存在。いずれも第 3 次産業就業人口に含む。

(3) 鶴居村の行財政の状況

①行政の状況

本村の行政は職員数 67 名（令和 3 年 4 月 1 日現在）の執行体制で行政各般にわたる事務事業を推進している。

行政体制は、村長部局の 6 課をはじめ、議会、教育委員会、農業委員会などから組織され、複雑化、かつ多様化する行政需要に応えながら効率的な行政の推進を図るため、職員の定数管理の適正化や O A 化による効率化などを目指した行政事務を推進している。

近年は、行財政改革の推進や地方分権社会に対応した取り組み、更には地方創生による自立した地域の再生が求められており、村民参加による村づくりや行政事務の効率化などに努めていかなければならない。今後も多様化する住民ニーズなどに対応した行政運営が必要であり、人事評価制度の導入などにより職員の能力向上や意識の高揚、行政組織の再編などに取り組んでいかなければならない。

また、住民などに対する行政サービスの質の向上を図りながら、住民の積極的な社会参画による村づくりを推進するため、情報の共有化や自己決定、自己責任による行政運営が求められる。

本村の限られた行政資産や財源の有効活用を図り、鶴居村総合計画や地方創生総合戦略など各種計画との整合性を保ちながら、着実な施策の実現に向けて取り組んでいくこととする。

広域行政については、釧路管内 8 市町村からなる釧路公立大学事務組合、ごみの広域処理に関わって釧路地域 5 市町村で組織する釧路広域連合に加入し、各市町が抱えるそれぞれの行政課題などに共同で対処している。また、釧路北部地域の 3 町村による釧路北部消防事務組合の構成町村としてその一翼を担っている。

今後は更に、広域的な取り組みによる首都圏との広域行政の推進を図るなど、地域間連携による行政運営の推進強化を図っていくこととする。

なお、本村の地域指定は、昭和 45 年からの過疎地域対策緊急措置法以来、過疎地域の継続指定を受けるとともに、振興山村、農業振興地域、集約酪農地域、中山間地域などに指定されている。

②財政の状況

本村の財政状況は別表のとおりであるが、歳出総額は平成 12 年度 4,795,240 千円、平成 17 年度 3,658,732 千円、平成 22 年度 4,344,508 千円、平成 25 年度 4,546,368 千円、平成 27 年度 3,803,203 千円、令和元年度 6,250,711 千円となっており、財政規模拡大の要因としては平成 22 年度において携帯電話通信施設、平

成 25 年度は鶴居小学校校舎改築、平成 28 年度及び 29 年度は鶴居診療所新築、令和元年度は鶴居村子どもセンター新築など、生活環境や教育環境の充実を図ったものである。

歳入の面では、村税や使用料及び手数料、財産収入、並びに地方交付税などを合わせた一般財源は平成 12 年度 3,491,326 千円 (71.6%)、平成 17 年度 2,443,925 千円 (65.9%)、平成 22 年度 2,711,970 千円 (61.2%)、平成 25 年度 2,929,336 千円 (62.9%)、平成 27 年度 2,715,985 千円 (70.3%)、令和元年度 2,590,319 千円 (41.0%) と、大型事業の実施により予算規模が拡大した令和元年度を除いて、歳入全体の 6 割から 7 割程度を示しているが、依然として村税などの自主財源は少なく、地方交付税などの依存財源の占める割合が多い財政構造となっている。

一方、歳出では、義務的経費が平成 12 年度 1,126,046 千円、平成 17 年度 1,151,731 千円と微増していたが、平成 22 年度 1,241,978 千円、平成 25 年度 1,262,519 千円、平成 27 年度 1,295,231 千円、令和元年度 1,263,554 千円と増加傾向が続いている。また、投資的経費を見ると平成 12 年度には 2,102,363 千円と歳出総額の 4 割を超えていたが、釧路市他の近隣自治体との市町村合併を選択せず、自立の道を選択した平成 16 年度以降では、歳出総額の減少とともに平成 17 年度には 1,089,895 千円と大きく減少したが、時代の要請に応じた携帯電話通信施設の整備により平成 22 年度には 1,544,944 千円、鶴居小学校の校舎改築により平成 25 年度には 1,531,449 千円と増加し、平成 27 年度には 875,921 千円と減少したものの、鶴居村子どもセンター建設事業などを行った令和元年度には 3,316,325 千円と歳出総額の 5 割を超えているが、第 4 次及び第 5 次の鶴居村総合計画、鶴居村過疎地域自立促進市町村計画に基づき、老朽化した公共施設の建替えなど、その整備を行ったことが主な要因である。

また、投資的経費に係る普通建設事業などは、住民生活や産業活動の安定向上のために、第 5 次鶴居村総合計画の基本的方向や地域住民要望などを踏まえながら実施してきている。

各種財政指数から見ると、財政力指数は平成 12 年度 0.148、平成 17 年度 0.219、平成 22 年度 0.168、平成 25 年度 0.149、平成 27 年度 0.16、令和元年度 0.18 と平成 25 年度以降は増加しているが、依然として自主財源の確保は難しく、依存財源などによる財政運営を強いられている状況にある。また、近年は地方債現在高や公債費負担比率は上昇しているが、昭和 50 年代初頭に整備した公共施設の更新時期を迎え、大型事業を行ってきていることから、増加傾向を示している。

健全財政の度合いを示す経常収支比率は、平成 12 年度 62.4%、平成 17 年度

78.8%、平成22年度71.1%、平成25年度73.2%、平成27年度76.8%、令和元年度81.7%となり、指数の増加は地方交付税の減額や大型事業の実施などが大きな要因である。

今後は、引き続き事務事業の見直しや歳出の抑制などを図りながら、効果的かつ効率的な行財政運営を行い、健全財政の堅持に努めていかなければならない。

表1-2(1) 市町村財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	4,433,792	3,865,764	6,314,290
一般財源	2,711,970	2,715,985	2,590,319
国庫支出金	323,812	141,666	148,334
道支出金	512,020	352,012	1,854,142
地方債	624,511	299,612	1,061,199
うち過疎対策事業債	413,300	75,300	930,100
その他	261,479	356,489	660,296
歳出総額 B	4,344,508	3,803,203	6,250,711
義務的経費	1,241,978	1,295,231	1,263,554
投資的経費	1,544,944	875,921	3,316,325
うち普通建設事業費	1,544,944	875,921	3,316,325
その他	1,557,586	1,632,051	1,670,832
過疎対策事業費	987,868	81,297	1,000,866
歳入歳出差引額 C (A-B)	89,284	62,561	63,579
翌年度へ繰越すべき財源 D	24,351	20,563	—
実質収支 C - D	64,933	41,998	63,579
財政力指数	0.168	0.16	0.18
公債費負担比率	19.0	18.7	15.1
実質公債費比率	14.8	7.1	5.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	71.1	76.8	81.7
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	4,639,155	4,060,358	4,224,804

(注) 上記区分は、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

③施設整備水準等の現況と動向

本村の基幹産業である酪農畜産においては、これまで農業構造改善事業や各種農業基盤整備事業、近年の畜産クラスター事業などにより、農業生産基盤の整備や経営の近代化や大型化が図られているとともに、家畜ふん尿処理対策事業などの農村環境整備も計画的に進められてきている。

今後においても、農業生産基盤や農家周辺環境などの整備促進や乳製品などの高付加価値化を図るため、引き続き乳製品加工処理施設の適切な管理運営が求められるとともに、新しい農業分野への支援が必要である。

住民生活や産業活動の基盤を成す道路網は、年々整備されてきているものの、国道 274 号線では本村区域以外に未開通部分があるため、全線開通を目指した整備の促進が必要である。

また、道道では急カーブ・急勾配などの道路において線形改良や舗装の整備が引き続き必要である。

さらに、新たな住宅地の増加拡大などに伴う村道の整備や農業振興などに不可欠な農道の整備促進などが今後も必要とされる。

また、下水道整備については、農業集落排水事業により鶴居市街、幌呂市街、上幌呂及び下幌呂地区の基幹集落などで整備されているとともに、集落が散在する地域では合併処理浄化槽の設置促進を図っており、総合的な水洗化に取り組んでいる。これまで処理人口の増加などに伴って処理施設の増設強化を取り進めてきたところであり、今後施設の供用に万全を期していくこととしている。

公営住宅は、鶴居市街、幌呂市街、下幌呂の 3 地区に整備されているが、今後、入居者ニーズやその需要を見極めながら、公営住宅長寿命化計画などによる計画的な住宅の建替えや既存住宅の改善に努めていくこととしている。更に、村内就業者等に対する住宅支援事業の推進や民間事業者が取り組む賃貸住宅の建設への支援など、総合的な住生活環境の整備を進めることとする。

本村では、下幌呂地区に夢の杜団地や希の杜団地、中幌呂地区にも分譲地を整備し、自然豊かな本村の特色を生かしながら、移住者を受入れ、定住促進を図っている。今後、下幌呂希の杜団地第 1 期分譲地の販売が好調なことから、当該地区の集落排水処理場の機能強化などの生活基盤整備を図りつつ、第 2 期分譲地の造成を進めていく考えである。

保健福祉の面では、訪問介護事業所やデイサービスセンターによる在宅介護サービスや老人保健施設「えんれい荘」での介護施設におけるサービスを提供している。今後、高齢者の介護需要が高まることが予想されることから、在宅、施設における両サービスの内容を充実させていくとともに、高齢者等が生涯に亘って

住み慣れた自宅等において安全安心に過ごせるよう、地域包括ケアシステムの構築や、高齢者向け住宅の整備、移動手手段の確保等に努めていくこととする。また、本村には、認可保育所を始め、放課後児童クラブや児童館、子育て支援センターなどの子育て支援に関する機能を備えた複合施設「鶴居村子どもセンター」を整備しており、今後、多様化する保育ニーズへの対応など、子育て支援の一層の充実に努めていくこととする。

医療の面では、村立鶴居診療所、鶴居歯科診療所、及び民間病院の3施設で村民の医療を確保しているが、今後も健全運営に配慮しながら、村立鶴居診療所については、民間医療法人との連携による指定管理者制度の導入も視野に入れた医療の確保に努めることとしている。

また、民間事業者が経営を行う鶴居歯科診療所の経営サポート体制を講ずることとする。

村内の小中学校は、少子化などによる児童生徒数の減少によって、これまで小規模校が閉校となり、村内の中心校に統合されてきた経過があるが、特色ある教育活動の推進に努めてきたところであり、今後も地域に開かれた創意と活力に満ちた学校経営を推進するとともに、「基礎・基本」の徹底による「確かな学力」の向上と豊かな心を育むための教育課程の編成に努めることとする。

教育施設については、今後も引き続き適切な維持管理により万全を期し、より良い教育環境の充実整備に努めていくものとする。

生涯学習の面では、第10期鶴居村社会教育中期計画の進捗状況や実績を踏まえた評価や見直しを適切に行い、各種施策を推進してきたところである。生涯学習の拠点施設「ふるさと情報館」が多くの村民などに親しまれながら利用されており、今後においても充実した生涯学習メニューが提供できるよう取り組んでいかなければならない。

また、スポーツ施設では、パークゴルフ場、多目的運動施設、野球場、村民ふれあいセンターなどの施設が整備され、多くの村民や団体などに利用されている。また、現在は令和4年度完成に向け、新総合体育館を建設中である。今後においても、施設の維持管理に万全を期しながら、施設の提供に努めていかなければならない。

さらに村内各地域の集会施設は、鶴居村総合センターや幌呂農村環境改善センター、コミュニティセンターや老人寿の家を設置し、コミュニティ活動の拠点施設として利用されている。

今後においては地域などが主体となる施設管理を検討しながら施設維持に努めていかなければならない。

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分		昭和 45 年 度末	昭和 55 年 度末	平成 2 年 度末	平成 12 年 度末	平成 22 年 度末
市町村道	改良率 (%)	7.9	36.0	52.3	63.3	66.2
	舗装率 (%)	0.2	14.3	43.7	56.4	61.7
農道延長 (m)				14,123	5,323	5,323
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)		0.9	3.1	1.5	1.3	—
林道延長 (m)				120,198	53,898	73,883
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)		2.5	3.8	4.6	5.4	—
水道普及率 (%)		26.5	47.8	51.8	41.9	68.4
水洗化率 (%)		—	—	37.2	86.7	95.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		—	—	50.2	54.2	55.2
区 分		平成 25 年度末	令和元 年度末			
市町村道	改良率 (%)	65.9	66.2			
	舗装率 (%)	61.1	61.4			
農道延長 (m)		5,308	5,361			
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)		—	—			
林道延長 (m)		74,083	77,003			
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)		—	—			
水道普及率 (%)		81.8	85.0			
水洗化率 (%)		96.1	98.1			
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)		57.5	54.4			

(注) 上記内容は、公共施設状況調(総務省自治財政局財務調査課)の記載要領に基づくものである。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村のこれまでの発展の歩みは、馬産から酪農に転換されて以来、酪農の振興を基本とした村づくりが展開されてきた。

村づくりの基本目標は、村に住み村に働くすべての村民が将来にわたって安定した所得を確保し、文化的で快適な生活を営むことができる地域社会を創造する

ことであり、将来を担う人材を育成しながら村民の村づくり意欲を最大限に生かした取り組みが求められる。

本村における村づくりの理念は、平成 30 年度を初年度とする第 5 次鶴居村総合計画（10 ヶ年計画）で示す「未来を奏^{あす}でる鶴居スタイルの確立～協働による新たな時代への挑戦～」である。この村づくり理念を基本にしながら、地方創生の推進における「人口ビジョン」や「総合戦略」など、他の実施計画との整合性を保ち、21 世紀を生き抜く真に自立した村づくりプランを重点的かつ横断的に構築しその実現を目指して取り組んでいくものである。

特に、住民自治の原点である基礎自治体のあり方が議論される中であって、本村は住民の意志を確認し、今後も自立の道を歩んでいくことを選択したところであり、村民や関係団体などと協働意識を高めながら持続可能な発展を目指した村づくりに努めていくものである。

今後、本村の 5 ヶ年における過疎地域持続的発展の基本方針を次の 6 つを柱として定め、個性豊かな自立した地域づくりを推進する。

①地域特性を活かした活力あるむらづくり

豊かで活力のあるむらづくりに向けて、第一次産業から第三次産業まで多様で調和のとれた魅力と活力あふれる産業振興を推進する。

「農業」では、農業従事者の高齢化の進行や担い手不足に対して、新たな人材の確保、育成を図るとともに、生産基盤の充実、経営体制の強化を促進する。また、新しい農業への取り組みを推進し、観光との複合的な発展の可能性を検討する。

「林業」では、環境保全とのバランスを図りながら林業経営の向上に向けた支援を行う。

「商工業」では、後継者や新規企業の育成・誘致、経営環境の改善を促進し、地域に根ざした商業の振興をめざす。

「観光」では、恵まれた自然環境や既存の観光資源に磨きをかけることで、観光の振興を図る。

「雇用」では、既存企業の経営強化、新規企業の誘致により、若者や女性の地域内就業を促進する。

②ともに支え合い生き生きと暮らせるむらづくり

すべての住民が健やかに安心した生活が送れるように健康・福祉の向上に努める。各種保健事業を充実させるとともに、住民組織や団体などと連携し、地域ぐるみの健康づくりを推進する。また、住民の命を守るため安心して必要な医療を受けることができる環境や救急医療体制の整備に努める。

「健康づくり」では、村民一人ひとりが生活習慣の改善に努め、発病を予防する一次予防を促進し、健康的に活動できるむらづくりを推進する。

「地域医療」では、村内の医療サービスを向上するとともに、広域的な連携により多様な医療ニーズに対応できる体制の整備を推進する。

「出産・子育て」では、安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て施設の整備・改修、保育サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみで子育てを支援する活動を促進する。また、仕事と子育ての両立支援や経済的支援の拡充に努める。

「地域福祉」では、保健・医療・福祉の各機能の連携のもとに、村民の福祉意識、ボランティア意識の高揚に努める。

「高齢者福祉」では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、家庭、地域、職場等のあらゆる場面において、高齢者の生きがいくくりや社会参加の拡充に努める。

「障がい者福祉」では、障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、社会参加と自立を基本として相談・指導体制、在宅福祉の充実に努める。

「社会保障」では、村民が安心して生活できる社会保障を確立するため、生活保護制度や国民健康保険、国民年金等の社会保障制度について、広報活動の拡大や相談体制の強化により適正な運用を推進する。

③安心・安全で快適に暮らせるむらづくり

本村を取り巻く豊かで美しい自然環境と調和した、誰もが快適で暮らしやすく、安らぎとうるおいのある生活環境の形成を推進する。また、消防・救急体制の充実、交通安全・防犯対策の推進などの取り組みを進め、誰もが安心・安全で快適に暮らせるむらをめざす。

「市街地整備」では、美しい村にふさわしい環境となるよう、市街地や集落の整備に努める。

「住環境（住宅・宅地）」では、定住や移住を促進する基盤として、利便性に配慮した公営住宅の整備や宅地の分譲を推進する。

「道路・公共交通」では、村内の生活道路、農道や林道等の役割に応じて、路線相互の機能が十分に発揮できるように計画的な道路の整備を推進する。また、公共交通については、新公共交通システムの整備に向けた検討を進める。

「交通安全」では、村民の交通安全思想の普及に努めるとともに、計画的に交通安全施設の整備を推進する。

「防災・防犯」では、安心して暮らせるむらづくりをめざし、行政と地域の連携による防災・減災体制の強化を図る。また、防犯に対する意識を啓発するとともに犯罪の未然防止に向けた取り組みを行う。

「消防・救急」では、事故や災害の発生に対応できる体制を整備するとともに、火災や救急対応に関する意識啓発を図る。

「国土保全（治山・治水）」では、災害から村民の生命や財産を守るため、また、森林の保全、水源のかん養を図るため、山地や河川の危険箇所の実態把握に努める。さらに、国や北海道と連携しつつ、継続的に治山・治水事業を推進する。

「情報通信」では、急速に発展する情報通信技術に対応して、行政や地域の情報施設基盤を整備し、協働のむらづくりに向けた情報の発信や共有、効率的な行政運営に向けた取り組みを推進する。

④豊かな自然と共生する美しいむらづくり

本村には豊かな自然、美しい景観など都市では得ることのできない魅力がある。その魅力を次の世代へと大切につなぐため、自然と調和した循環型社会の形成を図る。また、公園や緑地の整備、景観形成などを通じて「美しい村」にふさわしいむらづくりを推進する。

「土地利用・地域整備」では、自然、社会、経済、文化といった諸条件に配慮しつつ、快適な生活環境の確保と産業等の均衡ある発展をめざして、計画的、効率的な土地利用を推進する。

「自然環境保全・景観形成」では、本村の優れた自然環境や農業景観等を環境資源ととらえ、鶴居村環境基本計画に基づきその保全・活用に努める。さらに、緑や花が身近にある環境づくりを展開する。

「公園・緑地」では、子どもから高齢者までのすべての村民が気軽に利用でき、交流が深められるオープンスペースとしての公園・緑地の整備を推進する。

「新エネルギー」では、太陽光発電や地中熱を活用したヒートポンプなど、新エネルギーの導入を推進する。

「上下水道・生活排水処理」では、水道施設の計画的な維持管理により、安全で衛生的な上水及び営農用水の安定的な供給に努める。また、環境保全の観点から、生活排水処理設備の維持管理や個別排水処理設備の利用促進を行う。

「ごみ処理・リサイクル」では、広域的な連携を強化して、ごみ処理の推進を図る。また、4R運動を促進しながら、ごみの減量化、資源化の啓発に努める。

「環境衛生」では、葬斎場や墓地の適切な維持管理に努め、周辺を含めた環境の向上を推進する。

⑤豊かな人間性を育むむらづくり

次代を担う子どもが健やかに育つための教育環境の充実、各世代が生涯学習やスポーツ・文化に親しむ環境の整備を図り、豊かな人間性を備えた「鶴居びと」の醸成をめざす。

「生涯学習」では、村民が生涯にわたって生きがいを持ち、文化的で心豊かな生活を送ることができるように、多様な学習機会の充実を図る。

「学校教育」では、次代を担う児童・生徒一人ひとりが、時代の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と視野を身につけることができるよう、教育内容や学校施設の充実を図る。また、学校と地域社会が連携しながら、児童・生徒が故郷に愛着と誇りを持てる特色ある教育を進める。

「青少年健全育成」では、次代を担う人づくりとして、青少年が豊かな心とたくましさを持ち、創造性、社会性を身につけることができるよう、家庭と地域、学校が連携を深めながら、社会参加活動の充実を図る。

「スポーツ・レクリエーション」では、体力の保持・増進や競技力の向上に向けて、スポーツの指導體制やスポーツ施設の充実により、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の整備を進める。

「芸術・文化」では、優れた芸術・文化に接する機会の拡充に努め、歴史・文化を身近に感じられるむらづくりを進める。また、村民の自主的な活動による新しい文化の創造を支援する。

「人権・男女共同参画」では、基本的な人権教育や、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて普及・啓発を推進する。

⑥みんなで歩む協働のむらづくり

積極的な情報公開と村民参画による協働の取り組みを推進するとともに、自主・自立した行財政基盤、効率的で健全な行財政を進める体制を確立し、信頼される行政運営を推進する。また、自分たちの村は自分たちがつくるという共通認識のもと、住民と行政が自助・共助・公助を基本にした協働のむらづくりを進めていく。

「地域づくり」では、地域づくりやコミュニティ活動が活発に行われるよう、施設の維持管理や住民活動への支援を行う。

「地域間交流」では、人材育成や地域の活性化を図るため、国内外における地域間交流を推進する。

「住民参画」では、村民と行政が一体となった協働のむらづくりを進めるため、市政や地域活動に積極的に参画するための場づくりを推進する。

「広報・広聴」では、村民参画を促進し、協働のむらづくりを進めるため、広報・

広聴活動を充実し、行政情報を積極的に発信する。また、村出身者や村外の方に対して広く本村の魅力を発信するため、あらゆる機会を通じてPR活動を展開する。

「行財政運営」では、効率的な行政運営に向けた適正な人員配置と行政機構の体制整備、研修等を通じた職員の能力と資質の向上を推進する。また、安定的な自主財源の確保に努め、民間活力の活用や重点施策への優先的投資等、効果的な財政運営を図る。

「広域行政」では、行政需要の多様化や村民の生活圏の広域化、政策課題の広域化等に対応するため、周辺市町との連携を強化し、広域行政を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

①目標人口について

本村の目標人口を定める「鶴居村人口ビジョン 鶴居村まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基準人口や生存率、合計特殊出生率、純移動率の各種条件を定め、目標人口の推計を行っている。

人口ビジョンにおける目標人口は、当計画期間の最終年度となる令和7年(2025年)において、2,490人とし、長期的には2060年において総人口を2,000人以上確保する目標を定めている。これら目標人口を達成するためには、合計特殊出生率を令和12年(2030年)に現在の1.31から1.80、令和22年(2040年)に2.10に向上させることが必要であり、地域の持続的発展を目指し、当市町村計画に定める各項目の事業を着実に推進していく。

②財政力について

本村は、令和2年国勢調査(速報値)において、前調査と比較し人口で30人、世帯数で93世帯のそれぞれ増加となった。近年は、基幹産業の酪農・畜産業の規模拡大が、新たな雇用を生み出し、さらに村税の収入増につながっている。さらに、移住・定住施策である下幌呂地区を始めとした分譲地の造成や、子育て環境の充実も、人口や世帯数の増加の一因となり、納税者数の増加につながっている。

産業の振興による雇用の創出や移住・定住施策による納税者数の増加と、酪農・畜産業の基盤整備に伴う固定資産や償却資産の増加など、引き続き村固有の税源涵養を図ることとする。

また、近年は昭和40年代から50年代に整備した公共施設の建替えの時期を迎えており、それらへの対策が必要になっている。そのため、今後の公共施設等の管理については、「鶴居村公共施設等総合管理計画」に沿った対応を行い、将来の財政負担を十分に勘案し、健全財政を維持しながら、地域の持続的発展を目指し、当市

町村計画に定める各項目の事業を着実に推進していく。

③地域の実情に応じた地域の持続的発展のための基本となる目標

当市町村計画の着実な推進のため、地域課題や住民ニーズの把握が必要である。

例えば、酪農・畜産業、商工・観光業における産業関連施策に用いるためのデータ収集や、村の各種施策に関する住民ニーズを把握するためのアンケート調査が必要である。また、定期的を開催している村と住民との村政に関する意見交換の場である「村政懇談会」や、地域等の要望により行う「村長の出前トーク」等により、住民ニーズの的確な把握を行い、住民意識の変化や各分野別の施策についてその満足度を確認しながら、当市町村計画に定める各項目の事業を着実に推進していく。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

当市町村計画の進捗状況について、毎年度、第5次鶴居村総合計画の事業ローリングに合わせ評価を実施することとし、各項目の施策に該当する事業を所管する担当課が定期的に行う外部委員や地域住民が参画する各種会議等において、当市町村計画の進捗状況や達成状況に関する情報共有を行いながら、全庁的な取り組みを推進する。

(7) 計画期間

計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヵ年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

地域の持続的発展のためには、住民が安心して暮らすことができるよう、安定的に行政サービスを提供することが必要である。また、地域間交流や移住・定住施策の効果的な実施のためにも、公共施設等の適切な維持・管理、さらに老朽化対策を講じていく必要がある。

我が国においては、高度経済成長期から人口増加と社会変化により、公共施設や道路、橋りょう等のインフラの整備が進められてきた。当時から建設された公共施設等の建築年数が30年以上経過し、耐用年数が切れ、この先、大規模改修や修繕、建替えが必要となっている。

国全体の財政規模が抑制されている中、社会保障関係費用の増加に伴い、公共施設の整備や維持保全に投ずることができる財源は限られてくることが予想され、保有している公共施設やインフラを今後もすべて維持・更新することは全国的に困難な状況にある。こうした状況の中、特に平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故は公共施設、インフラの老朽化対策の必要性を強く認識させる契

機となった。

国においては、公共施設やインフラの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化計画」を公表し、また、平成 26 年 4 月、総務省は各地方公共団体に対し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請した。

本村では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、学校や庁舎をはじめとする施設の建設、道路や公園などのインフラの整備を進めてきたが、現在、村内にある公共施設の約 37%は、建築後 30 年以上を経過しており、今後 30 年間で多くの公共施設が大規模改修・更新の時期を迎えることになる。

本村においても、現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、平成 29 年 3 月に平成 29 年度から令和 9 年度までの 11 年間を計画期間とした「鶴居村公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という）を策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な方針を定めたが、公共施設等を整備してきた時代とは社会状況が変化し、住民や利用者のニーズは多様化しつつあり、また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、財政状況もますます厳しくなっていくことが予想される。

このような問題を考慮しつつ、経営資源の一つである公共施設等の一体的なマネジメントを実施するとともに、本計画に登載した今後の過疎地域の持続的発展のために必要となる公共施設等の整備等については、「総合管理計画」と適合するものとし、さらに人材育成や今後導入される新公会計制度と連動することで、全庁的な取り組みを推進し、未来を見据えた最適な公共サービスを目指すこととする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

時代とともに、人々の価値観が「物質的」な豊かさから、「内面的」な豊かさを求めるような志向の変化により、ライフスタイルの多様化が進んでいる。特に、農山漁村においては、自然環境の豊かさなどを求めて都市部の住民が移住・定住し、新たなコミュニティの形成を担うなど、近年は都市部と農山漁村との関係が深まりつつある。本村においても、平成10年度以降、住宅地の分譲事業を開始し、多くの都市部の住民が移住し、結果として人口減少が緩やかなものになっている。

また本村には、全村に高速通信回線網が整備されていることから、これら情報通信技術を活用し、本来の勤務場所から離れ、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方「テレワーク」について、今後はサテライトオフィスや施設改修等を推進する方策を検討するなど、新たな働き方に対応した移住・定住に関する取り組みを検討する必要がある。

現在、市街形成地においては、住民の高齢化などによる空き家が増え、その対策が急務になっている。その対策として、空き家バンク制度の推進や所有者に対する適正管理のための周知・啓発活動、さらに空き家登録情報の公開など、空き家を活用した移住・定住施策を進めているが、今後は、空き家を含めた市街地のあり方に関する住民との意見交換会を開催するなど、市街地の景観形成やむらづくりといった大きな視点からの対応が必要である。

②地域間交流の促進

他地域との交流は、本村だけでは得ることのできない取り組みや体験、情報を得る機会をもたらし、村民の豊かな心を育む役割を担っている。本村は、「日本で最も美しい村」連合に加盟し、加盟自治体の異なる文化や歴史、産業などにふれあうとともに、釧路鶴居会、札幌鶴居会及び本州在住鶴居会と定期的に交流を行っている。また、日常から個人、団体、あるいは地域単位による様々な交流も行われている。そうした地域での活動は、地域間の友好、信頼関係を築くなど、住みやすい地域づくりの一助となっている。

今後も、各自治体との交流や村民主体の地域間交流を推進することにより、異なる文化や歴史、産業等にふれあうことのできる環境を整えるとともに、そうした交流を通じて、本村を村外にアピールし、地域の魅力づくりにつなげていく取り組みが求められている。また、「テレワーク」などの在宅勤務が増加していることから、働き方の変化等に対応した、都市住民の地方への移住・定住の受け入れ

態勢の構築も求められている。更に、「つるいC I」や「日本で最も美しい村」連合の活動、北海道横断自動車道釧路延伸に伴う村民への機運醸成や村外への魅力発信に努め、管内市町や広域的な取り組みによる首都圏との地域間連携が求められる。

今後は、地域間の住民交流を促進するための「道の駅」や地域交流施設の整備構想などの検討を進めることとし、本村の魅力を広く発信する拠点の整備に向けたベースとなる各種地域調査などに努めなければならない。

③人材育成

持続的な村づくりには、行政の能力向上をはじめ、村民一人ひとりの参加と協力はもちろんであるが、今日の国際化や情報化、少子高齢社会などの多様な社会情勢に対応できる人材の育成が求められる。特に、本村では、鶴居村ふるさと創生基金を活用し、他県への中学生派遣事業や人材育成事業などを実施し、次代を担う人材の育成に努めている。

持続的な村づくりには、村民や村職員などの意識改革、価値観や発想の転換が必要であるとともに、新たな課題に挑戦していくような村民意識を育てていかなければならない。また、地域おこし協力隊員の積極的な任用なども進め、村づくり活動を先導する人づくりに取り組みながら、住民主導の村づくりを基本として、具体的な行動を促していく必要がある。

今後の村づくりにおいても、村民と行政の協働作業によって推進することを目指し、「むらづくり塾」を開講するなど、村民の自主的かつ主体的な村づくり活動などを支援し、村の将来を担う人材の育成に努めていかなければならない。

(2) その対策

移住・定住

- ①首都圏での移住・定住促進ブースの出展
- ②新聞、雑誌、ホームページ等を活用した広告活動
- ③輝く住ま居る支援金の推進
- ④下幌呂希の杜団地（第2期）の造成、分譲販売についての検討
- ⑤移住体験住宅の有効活用
- ⑥働き方の変化に対応したテレワーク等の受入れ体制や支援体制の構築
- ⑦データベース化を含めた空き家実態調査の実施に向けた検討
- ⑧空き家の適正管理に向けた周知・啓発
- ⑨空き家に関する通報・相談体制の整備

- ⑩空き家・空き地バンク制度の広報活動の推進
- ⑪空き家バンクモデル助成事業補助金の推進
- ⑫空き家・空き地登録情報の充実
- ⑬市街地の景観形成の推進

地域間交流の促進

- ①「日本で最も美しい村」連合の活動推進
- ②釧路鶴居会、札幌鶴居会及び本州在住鶴居会との交流
- ③ふるさと創生基金運用事業等、様々な交流を目的とした事業の推進
- ④スポーツ合宿等の誘致の検討
- ⑤物流的、経済的な交流や市町村間のネットワークづくりの検討
- ⑥地域の特性を生かした都市住民などとの交流促進
- ⑦広域的な取り組みによる首都圏との地域間交流の推進
- ⑧北海道横断自動車道釧路延伸に伴う村民の機運醸成を図り、交流人口の拡大に向けた特色ある施策の推進
- ⑨地域間の住民交流を促進するための「道の駅」や地域交流施設の整備構想を検討
- ⑩海外（リトアニア・ビサギナス市）との青少年等交流事業の検討

人材育成

- ①次代を担う村内中学生を対象とした派遣交流事業の実施
- ②人材の育成を目指した他市町村との相互交流
- ③村づくり人材育成事業の推進
- ④地域おこし協力隊員の確保と配置
- ⑤「むらづくり塾」を開講し、村づくりを先導する人材の確保や育成
- ⑥地域や集落の活性化に関する学習会や勉強会等の開催
- ⑦村づくりに関する支援の推進と活動の拡大促進

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	テレワーク等施設改修支援事業	鶴居村	
	(2) 地域間交流	地域活性化（道の駅）施設整備調査検討事業	鶴居村	
		地域間交流等推進検討事業	鶴居村	
		地域交流施設整備事業	鶴居村	
	(3) 人材育成	ふるさと創生事業（中学生派遣交流事業・人材育成事業）	鶴居村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ．基本方針の第3章では、1．次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2．将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3．ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

本項「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」に関する主な公共施設等としては、現在、村が分譲を行っている下幌呂地区の夢の杜（第1期から第3期）、希の杜（第1期）、及び中幌呂地区分譲地に付随する道路や上下水道がある。現在、平成10年度から分譲を開始している下幌呂夢の杜団地は、造成後20年以上を経過し、分譲地内の道路や上下水道などのインフラ施設の経年劣化や、各市町村計画に登載の希の杜団地第2期分譲地造成のための下水処理能力の増強が課題となっている。また、下幌呂地区や中幌呂地区のような村が分譲地を造成している地区以外でも、移住・定住、地域間交流の推進には、道路などのインフラの整備や維持、管理は必要不可欠である。

これらに対する方針として、「総合管理計画」のⅡ．施設類型別基本方針、第2章インフラのマネジメント方針において、道路については、①すべての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、道路の交通量や地域要望などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う。②日々の管理については、トータルコストの縮減をめざして定期的な点検・診断などの結果を活かした予防保全型の維持管理に努める。③点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かす、という3つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。次に、水道については、①公営企業として、健全な経営のための取り組みを進める。②維持管理・

修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討する。③水道施設は、中長期的な利用停止は難しく、災害時に村民へ与える影響が大きいため、予防保全型管理に努め、管路の耐震化を行うなど、安定した運用を推進する。④日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努める。⑤点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かす、という5つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。さらに下水道については、農業集落排水施設として、上記の水道の①、②、④及び⑤と同じ方針により、対応していくこととする。なお、これらインフラ整備や維持・管理に関する本市町村計画と「総合管理計画」との整合については、5 交通施設の整備、交通手段の確保など、別項で記載する。

本市町村計画に登載する事業については、「総合管理計画」に整合する内容であり、今後も道路や水道などのインフラ整備や改修を図るとともに、地域の持続的発展に必要な施設整備を行いながら、移住・定住・地域間交流などの推進による地域の持続的発展を目指す。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

本村は、夏季は冷涼で冬季の積雪量は比較的少ないものの、地下凍結が著しい特殊な気象条件にある。また、火山灰地や泥炭地が多いなどの土地条件もあって農業振興の阻害要因にもなっている。

そのため、本村の農業は酪農畜産を基幹として、乳牛を主体とした多頭数飼育による経営の安定、近代化を目指して生産基盤や近代化施設の整備が進められてきており、生乳生産量は平成20年に6万トンを達成し、平成27年以降は乳用牛の飼養頭数の伸びとともに、増加の一途を辿っている。但し、搾乳戸数は大きく減少し、令和元年では平成20年と比較して28戸の減少となっている。

搾乳戸数減少の中で、生乳生産量、乳用牛頭数が増加していることは、法人を含めた1戸当たりの経営規模の拡大を反映している。

農業経営の状況

年次	生乳生産量 (トン)	乳用牛頭数 (頭)	搾乳戸数 (戸)
昭和35年	4,581	2,156	471
昭和40年	7,786	3,211	330
昭和45年	15,875	5,935	284
昭和50年	20,485	8,433	213
昭和55年	28,665	10,421	198
昭和60年	33,681	11,767	171
平成2年	38,885	11,876	154
平成7年	44,794	12,393	128
平成12年	51,449	14,991	115
平成15年	56,496	12,838	105
平成17年	57,382	12,992	102
平成20年	60,497	12,649	97
平成23年	59,413	12,863	88
平成25年	59,893	12,222	76
平成27年	60,832	12,315	72
平成30年	63,699	12,605	70
令和元年	65,039	12,869	69

(出典) 鶴居村役場産業振興課

昨今の農業情勢は、規模拡大や生産性の向上が重視される中で、国際農業交渉の進展や飼料価格の高騰、離農や高齢化による担い手の減少など様々な課題に直面し、厳しさを増している状況にある。

このような農業情勢の中、本村の基幹産業である酪農業の持続可能性を高めていくため、国営・道営・公社営事業などによる傾斜地や排水不良の農地への対策、草地更新事業など、土地生産基盤の整備を引き続き進めていかなければならない。

また、農地の集約化や利用の促進、優良農地での良質粗飼料の確保を図りながら、乳牛飼養の向上と新しい家畜改良技術の導入による泌乳能力の向上などに取り組み、良質乳の生産に取り組んでいかなければならない。

さらに、クリーンな農業を実現するため、家畜ふん尿処理対策をはじめ農家周辺環境の整備充実に努め、自然環境と調和した農業の実現に取り組んでいくとともに、新しい農業の展開として農畜産物の付加価値化に努めていかなければならない。このため、担い手の育成強化や新規就農者の確保が必須の要件であり、研修機会の拡大や新たな視点に立った取り組みへの支援を充実させるとともに、酪農ヘルパーの確保や積極的な活用などによって、余暇時間の創出や労働時間の改善などを図り、ゆとりと魅力ある農業を形成していかなければならない。

また、高い経営能力に支えられた酪農畜産の展開を目指すため、生産コストの低減や経営体質の強化を図ることが重要であり、農協や関係機関などとの連携を図りながら、安定した酪農経営の基盤整備に努める必要がある。

②林業

本村の森林面積は総面積の約64%を占めており、そのうち6割近くが私有林となっている。一般私有林のうち天然林が多くを占め、人工林はその4分の1程度で、幼齢林が4割程度を占めている状況にある。

これまで、本村の生産材は質や量が劣ることから、その多くは低価格のパルプやチップ材などに消費され、結果として林業経営が低迷し、森林所有者の造林意欲が削がれてきていた経緯がある。しかし近年は、輸入木材の価格上昇による国産材価格の上昇とともに、地域内木材の代表であるカラマツの加工技術の進歩により、多くの公共施設や農業施設に地域内木材の活用が図られるようになっていく。

また近年は、国土保全や水源かん養、快適な生活環境の保全や再生可能エネルギーとしての利活用について関心が高まってきているなど、森林の持つ多面的機能が重要視されている。本村の地域特性や森林資源、自然的、社会的条件を勘案し、望ましい森林の姿へ誘導するよう総合的な森林整備を行う必要がある。

これまで、村ではおが粉製造施設を整備し、地域内から供給されるカラマツ間伐材などを活用しながら、家畜ふん尿の堆肥化のための水分調整剤として有効なおが粉などの林産物について、森林組合を通じて生産し、供給しているが、引き続き、地域内木材の活用と畜産経営の基盤確保のための土づくりを推進していかなければならない。

保有形態別森林面積

(単位：ha、%)

立 木 地				無 立 木 地		計	
人 工 林		天 然 林					
面 積	構成比	面 積	構成比	面 積	構成比	面 積	構成比
14,323	39.1	21,526	58.8	766	2.1	36,615	100.0

(出典) 面積等は令和元年度北海道林業統計による

③工業及び企業誘致、起業の促進

工業の振興は、地域経済の発展と就業機会の確保に大きく寄与するものである。

現在、長引く新型コロナウイルス感染症による国内経済の低迷などによって、地域への企業誘致が期待できない状況にあるものの、本村は釧路空港に近い立地条件や自然豊かな環境が整っていることから、関係機関などを通じながら企業の誘致を進めるほか、さらに廃校となった学校の校舎・屋体等の村有財産を活用した企業誘致を推進することが必要である。また、本村には高速通信回線網が整備されていることから、これら情報通信技術を活用し、本来の勤務場所から離れ、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方「テレワーク」について、サテライトオフィスや施設改修等を推進する方策など、新たな働き方に対応した取り組みを検討する必要がある。

また、本村の工業はいずれも中小企業で規模も小さく、生産性も低い状況にあるため、経営の合理化や体質の強化を図るなど、既存企業の育成や振興対策を講じていく必要がある。

さらに、本村は建設業を中心として季節労働者の割合が高いことなどから、雇用などの労働環境も厳しい状況におかれている。こうした状況の中、若者を始めとする地域住民の地元定住を促す安定した雇用の場などを確保するため、地域の特性を生かした新たな産業づくりや産業創出など、村の未来へつなげる起業化などに対する支援に取り組んでいかなければならない。

④商業

活発な商業活動は、その地域の活力を象徴するものであり、活気溢れる地域を創出するうえでも、商業の活性化に力を入れていくことが望まれる。

本村の商業は、その集積度の違いや釧路市周辺的大型店の進出などにより、消費者行動範囲の拡大が見られ、地元消費購買力の落ち込みが顕著であり、加えて経営者の高齢化や後継者不足により店舗の閉店が増加傾向にあり、今後の商業環境は一層厳しさを増すものと考えられる。

今後、商工会の育成による経営指導の充実などを図りながら、商業者の共同意識の向上や経営努力を引出し、購買力の流出に歯止めをかけていくことが必要である。

また、本村への観光客などの入込み客が増加しており、このような人の流れの増加に対応するため、地域特産品等販売促進施設「鶴居たんちょうプラザ」を整備したところであるが、新たな商業の取り組みや魅力あるイベントの開催などと結び付け、購買力の流入と拡大を図っていく努力が重要である。更に、商業環境の改善には時間を要することから、引き続き地域振興事業における支援を行うとともに、意欲ある民間事業者などの新規起業や新規分野での活動を支援し、商業環境の改善を図っていかねばならない。

⑤観光・レクリエーション

国民生活の向上により、ゆとりと豊かさを観光やレクリエーションに求め、国内や世界を旅する人々が増加してきている。そうした中、人々のニーズも多様化し、自然観察や体験型観光の人气が高まってきている。

本村は、広大な釧路湿原国立公園や特別天然記念物タンチョウを有し、世界的にも注目される価値のある観光資源に恵まれている。

本村の観光・レクリエーションは、鶴居運動広場やグリーンパークつるいを中核として、鶴居どさんこ牧場や村民の森オートキャンプ場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ、鶴見台、温根内ビジターセンター、ゴルフ場、パークゴルフ場、地域特産品等販売促進施設「鶴居たんちょうプラザ」などの施設を整備しており、近隣市町や道内外から多くの観光客が訪れている。

しかし、本村の観光は通過型観光が多いため、今後は豊かな自然環境を活かすとともに、地域一体となった景観の保全を図りながら牧歌的な美しい景観づくりによる滞在型観光づくりを推進していかねばならない。

また、地域の特色を活かし基幹産業である酪農畜産と観光を結びつけたグリーンツーリズムなどの観光振興を商工業との具体的な関わりをもって推進するとと

もに、併せて基幹道路を介した特産品等販売施設の整備や新たな特産品等の研究開発による地域ブランドの確立を図るなど、地域が一体となり「鶴居村観光振興ビジョン」における重点プロジェクトなどの実効性ある取り組みを積極的に推進していく必要がある。

このため、村観光協会など関係団体との協力による広域的な情報収集や変化する観光ニーズの的確な把握など、積極的な活動が不可欠であり、その充実強化に努めなければならない。

(2) その対策

農業

- ①道営等農業基盤整備事業や村草地更新事業による農家の土地基盤並びに農道を始めとした環境基盤などの整備充実
- ②公共育成牧場の機能を充実するため、年次的に整備
- ③農業後継者の育成と農業従事者を確保し、新規就農者対策の推進
- ④農地の集約化と利用の促進
- ⑤農地保全のため、明渠の堆積土砂除去などの管理
- ⑥地力向上を図るため、計画的な土壌改良と草地更新並びに家畜ふん尿の適正な利用に努めるとともに、構内・パドックの舗装を促進し、農家環境を整備
- ⑦家畜ふん尿処理施設に対するリース料補助やパーラー排水処理施設の整備を促進し、快適でクリーンな農家環境づくりの促進
- ⑧良質で安全な生乳の生産を促進して、消費の拡大を推進
- ⑨乳製品開発などのための技術指導者を確保
- ⑩酪農と観光を結び付けた市民農園などの体験農業の育成と支援
- ⑪中山間地域直接支払制度や多面的機能支払制度により、農地の適正管理と農村環境の整備
- ⑫地元農業協同組合や関係団体との連携強化

林業

- ①森林整備計画並びに市町村森林計画による林業の振興
- ②各種造林事業や除間伐などの保育事業を推進
- ③森林所有者への造林等施業の奨励
- ④カラマツ間伐材等を活用し、林産物の普及拡大を推進
- ⑤村内林業グループへの支援を図り、林業後継者などの林家を育成

- ⑥都市住民による交流人口の増加を図るため、村民の森などの施設の適切な管理運営
- ⑦木質バイオマスの利活用に向けた調査研究

工業及び企業誘致、起業の促進

- ①安定した就労の場の確保のため、地場産業を振興
- ②各種低金利資金への利子補給や近代化への融資制度の有効利用
- ③多様な分野における起業化への支援に取り組み、地場産業を振興
- ④本村の立地条件や村有施設などを生かした企業の誘致

商業

- ①商業後継者の育成と経営近代化の促進を図り、魅力ある商業空間づくり
- ②商工会組織の充実を図るとともに、後継者育成や研究活動、小規模事業者への支援の充実
- ③商工会との連携による地域振興事業の展開
- ④商工会青年部や女性部などの活動への積極的な支援

観光・レクリエーション

- ①釧路湿原国立公園や特別天然記念物タンチョウなどの自然環境を活かした観光産業の振興と就業人口の増加
- ②村内観光施設の連携強化を図り、滞在型観光を推進
- ③どさんこ乗馬による釧路湿原自然探勝会の推進
- ④鶴居運動広場の改修や遊具の充実整備、村内宿泊施設等との連携による集客数の増加
- ⑤地域の特色を活かした観光資源の発掘と活用の推進
- ⑥農林業・商工業との連携強化による観光の推進
- ⑦幹線道路を介した特産品販売施設による地域特産品の販売拡大と観光情報発信による交流人口の増加
- ⑧地域ブランドの確立を図るための特産品等の開発研究
- ⑨鶴居村観光振興ビジョンにおける重点プロジェクトなど実効性ある取り組みの推進

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	道営草地整備事業（つるい地区）A=700ha	北海道	
		鶴居村草地改良促進事業	鶴居村	
		鶴居村酪農振興農道等整備事業	鶴居村	
		北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業	その他	
		鶴居村乳牛検定組合育成事業	鶴居村	
		鶴居村酪農ヘルパー育成事業	鶴居村	
		村営鶴居牧野堆肥散布事業	鶴居村	
		村営鶴居牧野草地改良事業	鶴居村	
		農業経営基盤強化資金利子補給事業	鶴居村	
		大家畜特別支援強化資金利子補給事業	鶴居村	
		畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業	鶴居村	
		鶴居村農友会育成補助	鶴居村	
		乳質改善奨励事業	鶴居村	
		家畜伝染病自衛防疫事業	鶴居村	
	水土里情報利活用促進事業	鶴居村		
	(1) 基盤整備 林業	森林整備対策事業	森林組合	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	農畜産物加工施設「酪楽館」管理運営事業	鶴居村	
		農畜産物加工施設「酪楽館」生産施設改修	鶴居村	
		農畜産物加工施設「酪楽館」増改築工事	鶴居村	
		地域加工体験施設整備事業	鶴居村	
流通販売施設	地域特産品等販売促進施設管理運営事業	鶴居村		
(6) 起業の促進	新規起業支援事業	鶴居村		
	旧茂雪裡小学校改修工事(醸造用施設整備事業)	鶴居村		
(7) 商業 その他	鶴居村商工会活動運営費補助事業	鶴居村		
(9) 観光又はレクリエーション	鶴居どさんこ牧場指定管理事業	鶴居村		
	鶴居運動広場指定管理事業	鶴居村		
	釧路湿原国立公園連絡協議会支援事業	鶴居村		
	鶴居村観光協会補助事業	鶴居村		
	鶴居運動広場店舗施設改修事業	鶴居村		
	鶴居どさんこ牧場リニューアル事業	鶴居村		
	鶴居パークゴルフ場センターハウス増改築工事	鶴居村		
(11) その他	醸造用ぶどう特産品開発事業	鶴居村		
	ワイナリー建設事業	鶴居村		
	下幌呂分岐村有地整備事業 測量設計	鶴居村		
	下幌呂分岐村有地整備事業 造成工事 4ha	鶴居村		

(4) 産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 23 条（減価償却の特例）及び第 24 条（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）の規定を適用する産業振興促進区域及び業種等は次のとおりとする。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
鶴居村全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおりであるが、本村は釧路市を中心市とした釧路定住自立圏を形成しており、産業振興のために中心市や定住自立圏に加わる他の自治体と様々な連携を図っている。また、観光分野においては、隣接する自治体とともに協議会を設け、釧路湿原などの地域資源を生かした連携を図っており、広域的な視点から魅力ある地域づくりを行っている。

釧路定住自立圏共生ビジョンにおける地場製品の P R や産業振興に関する連携分野では、本村の基幹産業である酪農畜産業から産出される農畜産物を活用した地場製品のブランド化の推進や販路拡大に関する協定を締結している。そのため、今後も定住自立圏を構成する自治体と連携し、農畜産物などの地場産品を始めとした製造業の振興や販売促進を通じた産業振興を図る必要がある。また、本村には高速通信回線網が整備されていることから、これら情報通信技術を活用した経営近代化や情報サービス業の振興を図るとともに、W i - F i 環境の整備による情報発信や観光客などに対する利便性の向上などによる、村の特長を生かした産業振興を図らなければならない。

さらに、今後、道東自動車道の釧路延伸が予定されており、都市住民が来村しやすい環境も整備されることから、滞在型観光の拠点となる旅館業の施設整備を支援する必要がある。

これら業種に対する過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 23 条（減価償却の特例）及び第 24 条（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）の規定適用は、本村の持続的発展には必要不可欠である。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」の I . 基本方針の第 3 章では、1 . 次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2 . 将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3 . ライフサイクルコストの縮減（維持

管理コストの抑制)の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「3 産業の振興」に関する公共施設等として、農業では、鶴居村農畜産物加工体験施設や村営牧野関連施設、ふれあい農園など、林業では、おが粉製造工場や村民の森、森林管理道などがある。また、商工観光では、地域特産品等販売促進施設「鶴居たんちょうプラザ」や鶴居運動広場、鶴居どさんこ牧場、ファームインつるいなどがあり、いずれも指定管理者制度を導入しながら、民間のノウハウを生かした管理運営に努めている。但し、「鶴居たんちょうプラザ」以外の公共施設等は、施設整備から20年以上経過し、経年劣化への対応が課題となっており、これまで都度、改修などの対応を行いながら、施設の維持・管理を行ってきた。

これらに対する方針として、「総合管理計画」のⅡ.施設類型別基本方針、第1章公共施設のマネジメント方針においても、農業、林業などの産業系施設は、①継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで施設の長寿命化、コストの削減に活かす。②維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討する。③点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように安全確保を図る、という管理に関する3つの基本方針により対応していくこととしている。また、商工観光に関する施設は、スポーツ・レクリエーション系施設に分類し、①点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図る。②維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討する。③将来的に施設の安全性に問題が生じ、施設利用に支障が出ると考えられるようになった際には、財政状況と利用ニーズを含めた総合的な判断の下、建替え等の方針を検討することとする、という基本方針により対応していくこととしている。

本市町村計画に登載する事業については、「総合管理計画」に整合する内容であり、今後も産業関連施設の改修や新たな施設整備などを行い、また指定管理者制度の導入によって、魅力ある施設運営を図りながら、産業の振興による地域の持続的発展を目指す。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報処理や通信技術の進展によって、パソコンやスマートフォン等の普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっている。

本村においては、情報ネットワーク基盤として全村に光ファイバー網を整備し、I P告知端末を全戸に設置するなど、通信電波の関係で携帯電話の利用が困難な地域が一部あるものの、その解消に努めながら、情報通信環境の整備を進めてきた。

今後は、情報ネットワーク基盤を活用した積極的な行政情報の公開や電子行政の拡充、特に、電子申請などに対応できる体制の整備を引き続き進める必要があり、その他防災情報の適時・的確な伝達や観光施設等におけるW i - F i環境の整備を進め、村民や来村者のニーズに応じたサービスの多様化を図る必要がある。

また、通信環境が都市部と変わらない状況にあることから、これら情報通信基盤を活用し、これからの働き方の変化、例えばテレワークなどの推進に関し、その受け皿となる体制の構築が必要である。

そのため、急速に発展する情報通信技術に対応して、行政や地域の情報施設基盤を活用し、協働のむらづくりに向けた情報の発信や共有、効率的な行政運営に向けた取り組みを推進するとともに、地域の情報化推進の核となる人材の育成確保や高度な情報通信を活用できる環境づくりに努めていかなければならない。

(2) その対策

- ①情報ネットワーク基盤の維持管理を適切に行い、通信環境を維持充実
- ②インターネット利用における地域間格差を縮めるため、最新技術の把握と地域の実情にあった対応の推進
- ③情報通信サーバーの維持更新
- ④I P告知端末の更新
- ⑤I P告知端末機の有効活用による情報共有の推進
- ⑥観光施設等における情報通信基盤の充実を図るためW i - F i環境を整備
- ⑦高度化する情報通信技術に対応できる人材の育成確保
- ⑧本村における携帯電話の一部不通地域を解消

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設			
	その他の情報化のための施設	光電変換装置更新事業 鶴居 I P エリア	鶴居村	
		光電変換装置更新事業 幌呂 I P エリア	鶴居村	
		I P クラウドサーバ・端末更新事業	鶴居村	
		下幌呂光ケーブル幹線増設事業	鶴居村	
		光ケーブル更新事業	鶴居村	
		観光施設等 W i - F i 更新	鶴居村	
	情報通信基盤施設整備一式 光ファイバー網整備ほか	鶴居村		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ．基本方針の第3章では、1．次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2．将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3．ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「4 地域における情報化」に関する公共施設等として、I P 告知端末や情報通信基盤施設・光ケーブル、観光施設等の W i - F i がある。これらの施設は、時代の要請に応じて整備され、古いもので整備から約 10 年を経過していることから、今後、I P 告知端末の装置更新や光ケーブルの更新、さらに下幌呂地区の村分譲地造成事業による人口増に対応した整備を本市町村計画において掲載している。

これら情報関連施設は、「総合管理計画」において、施設名の明記は無いが、都市部と過疎地域における生活基盤の差を縮めるものであり、道路や上下水道のように、インフラとして整理されるべきものである。そのため、「総合管理計画」のⅡ．施設類型別基本方針、第2章インフラのマネジメント方針にある、道路や水道、農業集落排水施設の項を準用し、①地域要望などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う。②日々の管理については、トータルコストの縮減をめざして定期的な点検・診断などの結果を活かした予防保全型の維持管理に努める。③点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かすなど、その基本方針により対応することとしており、本市町村計画に掲載する事業については、「総合管理計画」に整合する内容であり、今後も情報関連施設の改修や更新などを講じ、地域における情

報化を推進し、地域の持続的発展を目指す。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路

道路は、住民生活や生産活動を支える最も基礎的かつ重要な基盤であり、自動車保有台数の増加など、車社会が進展している今日、地域社会の安定と広域化に対応するため道路網の整備は不可欠な条件である。

本村の道路網は、国道 274 号線と主要道道 1 路線、一般道道 3 路線が基幹道路となっており、国道 274 号線は、釧路湿原国立公園や阿寒、知床国立公園に通じる観光ルートとして、また、道東地域の物流ルートとしても重要な路線であり、他町における未整備区間の早期整備が望まれる。

主要道道の釧路鶴居弟子屈線は、釧路市を起点とし弟子屈町を終点とする道路であり年次的に改修整備は成されているが、一部区間において道路の線形改良が望まれる。

一方、一般道道幌呂原野鶴居線は急カーブ、急勾配の区間があり早急に線形や勾配緩和の必要がある。また、釧路湿原国立公園と阿寒国立公園を結ぶ重要な路線でもある一般道道阿寒公園鶴居線についても早期の道路改良が望まれる。

道路整備の状況

(単位：km. %)

区 分		路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
村道	1 級	10	51.4	41.7	81.1	39.1	76.1
	2 級	10	51.1	40.8	79.8	40.5	79.3
	その他	187	184.2	107.4	58.3	96.4	52.3
	計	207	286.7	189.9	66.2	176.0	61.4
農 道		9	5.3	-	-	-	-
林 道		15	70.3	43.1	61.3	19.8	28.2
橋 梁		61	1.5	-	-	-	-

(出典) 道路現況調書：令和 3 年 4 月 1 日現在

村道は、総延長 286.7km のうち舗装済延長が 176.0km、舗装率 61.4% となっており、住民生活や産業活動を支える重要なものである。

このため、地域の均衡や緊急性、重要性に十分配慮しながら、村道の整備を促進し国道や道道との総合的な交通ネットワークを確立していかなければならない。

また、国道や道道の除雪体制は年々強化されており、村道についても除雪対象延長 147.0km を村と民間委託による除雪体制で万全を期している。

本村の積雪量は比較的少ないものの近年は大雪に見舞われることもあり、住民生活の安定や産業活動の低下を招かないために、除雪体制の維持などを図っていかなければならない。

さらに、大型農業機械等の搬出入を容易にするとともに、生活道路としても重要な農道整備、森林施業が多く見込まれる地区を対象とした林道や作業道等も、その必要性や緊急性などを十分勘案しながら慎重かつ計画的に整備する必要がある。

②交通

公共交通機関は、通勤通学や通院、買い物などの日常生活に深く関わっており、生活経済圏の拡大から安定した地域の輸送機関として重要な役割を担っている。本村には、鉄道がなく全面的に道路交通に依存しており、本村と近隣市町とを結ぶ民間定期路線バスが唯一の公共交通機関となっている。

バス路線は、釧路鶴居間の4往復、釧路新幌呂間の1往復であり、釧路市内に高校通学するためのバスを運行しているが、いずれの路線も自家用車の普及などから利用者が減少しており、路線バスの運行維持が厳しい状況にある。そのため、釧路新幌呂間の1往復については、令和3年10月から、新幌呂下幌呂間のデマンドバス化を図り、地域住民の利便性を高めるとともに、高齢者等の移動手段の確保に引き続き努めることとしている。

しかし、本村で生活するには高齢者などの通院や児童生徒の通学、市街地での買い物などにおいても民間定期路線バスの運行は必要不可欠なものであるとともに、今後、交通の確保や利便性に配慮した総合的な交通対策などに取り組んでいかなければならない。

また、公共交通空白地域において、鶴居村社会福祉協議会が取り組む個別輸送事業については、担い手の高齢化が進んでおり、今後の事業運営において支障が出る懸念され、担い手の確保が課題となっている。

(2) その対策

道路

- ①一般国道274号線標茶上茶路未整備区間の早期整備を関係自治体とともに、関係機関に要請
- ②主要道道釧路鶴居弟子屈線、並びに一般道道阿寒公園鶴居線などの幅員拡幅や急カーブの線形改良、交通安全対策などの推進を関係機関に要請
- ③村道の改良舗装など、必要性や緊急性の高い路線から整備促進
- ④歩行者などにやさしい道づくりを推進するとともに、景観に配慮

した道路づくりを実施

- ⑤除雪車等の計画的更新による除雪体制を維持
- ⑥プロムナードの改修及び公園の整備改修
- ⑦安心安全な道路環境を維持するための橋梁の長寿命化計画の策定
- ⑧安心安全な道路環境を維持するための橋梁の補修
- ⑨環境に配慮した道路照明の整備及び改修
- ⑩農道の計画的な整備

交通

- ①住民の利便性の確保等に配慮した総合的な交通対策などを検討
- ②民間定期路線バス運行の継続による公共交通機関の確保
- ③一部定期路線バスのデマンド化による住民の利便性確保
- ④高校通学バスの運行充実
- ⑤利用者に配慮した新たな公共交通網の検討
- ⑥公共交通空白地域を支える個別移送事業の担い手育成確保

(3) 計 画

事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	夢の杜団地内歩道整備 L=2,660(二期、三期)	鶴居村	
		鶴居市街1条通り	鶴居村	
		改良 L=500m W=7.0m+2.0m+2.0m		
		舗装 L=500m W=7.0m+2.0m+2.0m		
		鶴居市街6丁1号通り	鶴居村	
		改良 L=90m W=5.5m		
		舗装 L=90m W=5.5m		
		総合センター連絡線	鶴居村	
		改良 L=70m W=7.0m+2.0m+2.0m		
		舗装 L=70m W=7.0m+2.0m+2.0m		
		総合センター連絡線	鶴居村	
		歩道新設 L=120m		
		(仮) 鶴居市街東3号通	鶴居村	
		改良 L=120m W=5.5m		
		舗装 L=120m W=5.5m		
		中雪裡3号線 改良 L=670m	鶴居村	
		中幌呂2号線 舗装補修 L=400m	鶴居村	
		支雪裡原野線	鶴居村	
		舗装補修 L=1,000m		
		茂幌呂原野線	鶴居村	
		舗装補修 L=1,800m		
		ホイールローダー更新 1台	鶴居村	
		ダンプトラック更新 1台	鶴居村	
		グレーダー更新 1台	鶴居村	
		除雪ドーザ購入	鶴居村	
		プロムナード改修	鶴居村	
		公園	鶴居村	
		整備・改修 N=8か所		
	久著呂原野線	鶴居村		
	舗装補修 L=2,000m			
	中雪裡下久著呂線	鶴居村		
	改良 L=552m(1,380m) W=7.5m			
舗装 L=552m(1,380m) W=7.5m				
歩道整備事業	鶴居村			
橋梁長寿命化計画策定	鶴居村			
橋りょう	61橋			
	橋梁補修	鶴居村		
その他	14橋			
	道路照明 LED照明電球取替	鶴居村		
	115基			
	中幌呂市街道路照明整備	鶴居村		
	農地整備事業	鶴居村		
(2) 農道	(通作条件整備(一般農道整備)(一般型))			

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	<p>地域公共交通再編事業 (具体的内容)</p> <p>過疎地域においては、少子高齢化による人口減少が進む中、地域の公共交通の利用者も減少の一途を辿り、その維持が困難になっている。その一因としては、路線バスの運行本数が限られているため、利用者のニーズと路線バスの運行時間とがマッチしていないことも考えられ、利用者側に立った公共交通の維持が図られる必要がある。そこで、現在運行中の定期路線バスの一部をデマンド化し、利用者のニーズに沿った運行を行い、高齢者等の移手段の確保を図る。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>今後、高齢者人口が増加の一途を辿ることが予想され、公共交通に依存する高齢者が増えると考えられる。そのため、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限りその生活を維持できれば、地域の持続的発展に寄与するものと考えられる。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>高齢者等の公共交通の利用ニーズにマッチしたデマンド運行がなされることで、地域住民の安心安全な生活が維持され、地域の持続的発展が可能になる。また、マイカー利用の経験の無い都市住民が本村に移住してきた際にも、定期路線バスの運行本数が限られていることから、その利便性の向上に寄与するものである。</p>	鶴居村	
		<p>生活路線バス運行費補助 (具体的内容)</p> <p>住民の日常的な移手段である生活路線バスの運行を維持するため、鶴居村内から釧路市内への路線バス運行を行う事業者に対し、その運行に要する経費の一部を助成し、生活バス路線の維持を図る。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>過疎地域における住民の日常的な移手段である生活路線バスの運行確保は、過疎地域には欠くことのできない生活基盤であり、将来にわたる過疎地域の住民生活安定のためにも、当事業は必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>地域における住民の日常的な移手段である生活路線バスの運行が維持されることにより、地域住民の安心・安全が保たれ、将来にわたり過疎地域住民の生活の安定が図られる。</p>	鶴居村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ．基本方針の第3章では、1．次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2．将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3．ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「5 交通施設の整備、交通手段の確保」に関する主な公共施設等としては、村道及び橋りょう、農道などがあり、また、地域の公共交通網の整備や維持も含まれる。

村道などの施設については、これまでも年次的に道路改良や舗装、道路維持のための機械等の更新を図ってきており、また、都市部との連絡路線である地域公共交通の維持のためのバス事業者への補助を続けている。

今後のこれらインフラの維持・管理について、「総合管理計画」のⅡ．施設類型別基本方針、第2章インフラのマネジメント方針において、道路については、①すべての道路を同程度のサービス水準で維持することは困難であることから、道路の交通量や地域要望などを踏まえて優先度を評価し、計画的に維持管理・修繕・更新等を行う。②日々の管理については、トータルコストの縮減をめざして定期的な点検・診断などの結果を活かした予防保全型の維持管理に努める。③点検・診断などの履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かす、という3つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。また、橋りょうについては、①「鶴居村橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、橋りょうの点検・修繕・架け替えを推進する。また、農道橋りょう、林道橋りょうに関しても今後長寿命化計画を策定し、計画的に点検・修繕・架け替えを推進する。②定期点検に基づく橋りょうの健全度に基づき、低コストかつ長寿命化を図ることができる最適な修繕計画を立案する。また、コスト縮減のため新技術の採用等も検討する。③点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かす。④点検・診断等は5年ごとに実施し、その結果を踏まえ修繕計画を見直す、という4つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。

本市町村計画に登載する事業については、「総合管理計画」に整合する内容であり、今後も交通施設の整備や交通手段の確保を図り地域の持続的発展を目指す。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

水は、人が生活するうえで必要不可欠なものであるが、生活様式の変化や産業活動の活発化に伴い、飲料水や営農用水など、水の需要は年々増大傾向にある。本村の水の供給は、基幹集落の簡易水道や散居集落においては営農用水施設によって確保されているが、簡易水道施設は鶴居市街と幌呂市街の2箇所、営農用水施設は村内9箇所に設置されており、湧水やボーリングによる地下水などの利用となっている。

今後、宅地開発に伴う市街地の拡大や農業経営の大規模化などによって、水の需要は益々増大するものと考えられるため、各水道施設の維持管理と施設整備の充実に努めていかなければならない。

②下水道処理施設

生活様式の変化や産業活動の活発化などにより、家庭用雑排水や事業所の汚水排水が増加し、環境への影響が懸念されてきている。

本村では環境と調和した快適な生活環境をつくるため、他市町村よりいち早く下水道などの整備に取り組んできている。これまで、農業集落排水事業によって、鶴居市街、幌呂市街、上幌呂地区、下幌呂地区で下水道が供用されているが、供用後においても個人住宅の増加などに合わせ、農業集落排水施設の整備充実に努めてきたところである。

また、農業集落排水処理区域外である散居集落では、合併処理浄化槽の設置を推進するため、平成2年度から国・道の財政支援のほか、村独自の助成策を講じてその設置を奨励してきたところである。令和元年度末現在では、336基が設置されており、今後も助成事業の継続を図っていかなければならない。

このように、農業集落排水事業と合併処理浄化槽による総合的な水洗化対策により本村の水洗化率は、令和元年度末現在で98.3%となり、生活環境の向上と釧路湿原に流入する河川の水質保全に大きく寄与している。

一方、し尿の処理は、本村を含む3町村と釧路市が運営する処理場に搬送し共同処理を行っており、今後も処理体制や収集を維持していかなければならない。

③廃棄物処理施設

経済活動の活発化や生活水準の向上などによって、さまざまな種類のゴミが大量に排出され、その適正な処理が重要な課題となっている。

本村のゴミ収集は、可燃ゴミと不燃ゴミ、更に資源ゴミの3区分により収集を行っているが、本村の焼却炉はダイオキシン汚染対策のため廃止し、平成10年12月から釧路市ごみ最終処分場において暫定的に可燃ゴミの搬入を委託した。また、本村においては平成16年4月から不燃ゴミを埋め立てる最終処

分場を整備し供用開始しているところである。

現在、収集された可燃ゴミは、平成 18 年 4 月から稼動している広域焼却炉（鉧路広域連合）に引き続き搬入しているが、ゴミの有料化と分別収集の徹底により、ゴミの再資源化や再利用など、循環型社会の構築を目指した取り組みを推進していかなければならない。

④消防施設

生活様式の変化や建造物の構造変化などを背景に、火災の形態も多様化、かつ複雑化し消防行政は多様な対応が求められている。

本村は、昭和 49 年に本村並びに阿寒町、白糠町、音別町の 4 町村により鉧路西部消防組合を設立し、広域消防の中で消防活動と救急業務体制の充実を図ってきたが、平成 17 年 10 月の鉧路市、阿寒町及び音別町の合併により、鉧路西部消防組合が解散することとなったため、同年 10 月から、標茶町及び弟子屈町により構成する鉧路北部消防事務組合に加入し、引き続き広域消防の中で消防活動と救急業務体制の充実を図っている。

本村の消防は消防職員 16 名、並びに 4 分団の消防団員 81 名の体制で人命と財産を守っている。

本村の行政面積は広大であり、水利確保の困難な地域が多く対応に苦慮している状況にある。また、本村には鉧路湿原国立公園を有し、これまでに幾度の湿原火災を招いており、生息する貴重な動植物の生態系に微妙な影響を与えた経緯などがある。このため、迅速な初期消火のための要員の確保や機動力を強化した消防体制の充実に努めなければならない。

また、救急については、モーターリゼーションの発達や高齢社会の進行などを反映して、救急業務の高度化に対応した高規格救急車両や鉧路・根室両管内をエリアとしたドクターヘリの導入がなされ、より一層の広域救急業務体制の確立が求められている。

消防車両などの状況

(単位：台、箇所)

区 分	消 防 ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ 積載車	小型動力 ポンプ	大 型 水槽車	救急車	広報車 指令車 機材車	消火栓	防火水槽
鶴居消防署	1		4	1	2	4		
第1分団	2	1	3				15	26
第2分団	1	1	3				2	9
第3分団	1		1					3
第4分団		1	2					2
計	5	3	13	1	2	4	17	40

(出典) 鶴居消防署: 令和3年6月1日現在

⑤公営住宅

生活水準の向上や生活意識の変化などに伴って、住宅の質の向上や安心して快適な住環境へのニーズが高まりをみせ、特に高齢者や障がい者が暮らしやすい住宅の確保が重要なものとなっている。

本村の公営住宅は、鶴居地区をはじめとする村内3地区に合わせて115戸、また、公営住宅以外に村が管理する村有住宅として、村内各地域に153戸（内単身者向け住宅92戸）、また、鶴居地区には、一定の所得階層向けの特定公共賃貸住宅や地域優良賃貸住宅が25戸整備されており、若年者世帯から高齢者まで多くの村民が入居し、定住促進を図っている。

今後も、対象人口の増加が予想される高齢者や身体障がい者の入居にも配慮したバリアフリー対応の村有住宅の整備を進めるとともに、既存住宅の改善を図りながら、良質な住環境を確保するため、住宅の整備充実に努めていかなければならない。

さらに、民間事業者による集合住宅や事業者による従業員住宅の建設を促進する取り組みを進める。

(2) その対策

水道施設

- ①簡易水道や営農用水施設における水源を確保
- ②安定的に水道水を供給

下水道処理施設

- ①農業集落排水施設における排水施設の適切な維持管理
- ②散居集落における合併処理浄化槽の整備促進

廃棄物処理施設

- ①ゴミの有料化と資源リサイクル法に基づく分別収集の徹底や減量化を

- 図るとともに、ゴミの再資源化や再利用、ごみの発生を抑制
- ② 釧路広域連合との連携によるゴミの広域処理を推進
 - ③ 「自然の番人宣言」により、村民の環境に対する意識を向上させ、ゴミの不法投棄を防止

消防施設

- ① 消防車両の計画的更新や消防資機材の充実
- ② 救急救命士体制の充実強化

公営住宅

- ① 高齢者や身体障がい者などに配慮した村有住宅の計画的な整備を促進
- ② 既存公営住宅の改善を図り、住環境を向上
- ③ 村有住宅の管理に万全を期し、若者などの地元定着化を促進
- ④ 村内就業者等に対する住宅支援の推進など、総合的な住環境の整備を促進
- ⑤ 民間事業者による集合住宅や事業者による従業員住宅の建設に対する支援

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	老朽管更新・耐震化事業	鶴居村		
		鶴居浄水場非常用発電機更新工事	鶴居村		
		鶴居北配水管布設事業	鶴居村		
		上幌呂取水口改修事業	鶴居村		
		橋梁添加部補修事業	鶴居村		
		下雪裡地区配水管布設事業	鶴居村		
		鶴居市街1条通配水管布設事業	鶴居村		
		その他	老朽管更新・耐震化事業	鶴居村	
			下久著呂非常用発電機更新事業	鶴居村	
			下雪裡地区井戸設置事業	鶴居村	
	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設	機能保全事業（処理場施設改修）	鶴居村		
		機能強化事業（下幌呂）	鶴居村		
		鶴居市街1条通排水管布設事業	鶴居村		
		合併処理浄化槽設置助成 50基	鶴居村		
	その他				
	(3) 廃棄物処理 施設	ごみ処理施設	釧路広域連合（負担金）	その他	
			釧路広域連合（基幹的設備改良事業負担金）	その他	
		し尿処理施設	広域汚水処理施設共同整備事業（負担金）	釧路市	
			し尿汲取車整備事業	鶴居村	
	(5) 消防施設		デジタル無線サイレン設備更新事業	釧路北部消防	
			防火貯水槽整備 耐震型 60㎡ 2基	釧路北部消防	
			消防資器材等整備事業石油交付金事業	釧路北部消防	
			水槽付ポンプ自動車整備 1台	釧路北部消防	
			高規格救急自動車 1台	釧路北部消防	
			通信業務共同化システム統合事業	釧路北部消防	
			デジタル無線用遠隔制御装置整備事業	釧路北部消防	
	(6) 公営住宅		鶴居E団地建設事業	鶴居村	
			PFI活用型村営住宅等整備事業	鶴居村	
			村有住宅除却事業	鶴居村	
			公営住宅等長寿命化総合改善事業	鶴居村	
			公営住宅外装補修事業	鶴居村	
			村有住宅建設事業	鶴居村	
村有住宅（単身者）建設事業			鶴居村		
村有住宅外装補修事業			鶴居村		
村有住宅改善事業			鶴居村		

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の 整備	(8) その他	役場庁舎・総合センター非常用発電機設置工 事 1 基 役場庁舎機能改善事業 基本実施設計 役場庁舎機能改善事業 改修工事 防災備蓄倉庫設置事業 基本実施設計 役場・総合センター西側車庫整備事業 基本実施設計 役場・総合センター西側駐車場整備事業 基本実施設計 防災備蓄倉庫設置事業 1 棟 役場・総合センター西側車庫整備事業 (EV車充電ステーション含む) 新築1棟 公用車(EV車)購入 2台 役場・総合センター西側駐車場整備事業 改修工事 公営住宅等長寿命化計画策定事業 住宅・建築物耐震改修促進計画策定事業 民間賃貸住宅建設補助事業	鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ．基本方針の第3章では、1．次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2．将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3．ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「6 生活環境の整備」に関する主な公共施設等としては、水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、消防施設、公営住宅、及び役場庁舎など、住民生活に密接な関わりを持つ施設である。

これら施設等については、これまでも年次的に水道供給施設の改修や水道管の更新、下水道施設である農業集落排水処理施設の改修や機能改善、さらに廃棄物処理施設の維持管理や消防用施設の整備、公営住宅の改修や老朽化による建替えなど、安心安全な住民生活の維持のために、多岐にわたる対応を行ってきている。

今後のこれら施設等の維持・管理について、「総合管理計画」のⅡ．施設類型別基本方針の第2章インフラのマネジメント方針の3．簡易水道施設において、水道については、①公営企業として、健全な経営のための取り組みを進める。②維持管理・修繕・更新等の際には、コスト縮減のため、新技術の採用等を検討する。③水道施設は、中長期的な利用停止は難しく、災害時に村民へ与える影響が大きいため、予防保全型管理に努め、管路の耐震化を行うなど、安定した運用を推進する。④日常管理については、トータルコストの縮減をめざして点検・診断等を行い、安全確保にも努める。⑤点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かす、という5つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。さらに下水道については、5．農業集落排水施設として、上記の水道の①、②、④及び⑤と同じ方針により、対応していくこととする。

産業廃棄物処理施設については、第1章公共施設のマネジメント方針の12．供給処理施設において、①今後も定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図っていく。②建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で改修・修繕を行う、という2つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。

消防用施設については、「総合管理計画」に特段の記載は無いが、行政系施設に分類することとし、第1章公共施設のマネジメント方針の9．行政系施設において、①庁舎は防災の拠点となる重要な施設であることから、今後も計画的に点検や劣化診断を行い、施設の長寿命化を図る。②点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことでトータルコストの縮減・平準化に取り組む。③点検・診断により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図る。④現在使用されていない施設は、将来的には民間売却又は除却等の対応を行う方向で検討を進める、という4つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。

公営住宅は、第1章公共施設のマネジメント方針の10．公営住宅において、①「鶴

居村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化を基本として計画的に建物の管理を継続する。また、今後の人口の動向を鑑みながら、「鶴居村公営住宅等長寿命化計画」の見直しを定期的に行う。②老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施する。また点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策に活かす、という2つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。

その他の施設として、役場庁舎や防災備蓄倉庫などは、第1章公共施設のマネジメント方針の9. 行政系施設において、①庁舎は防災の拠点となる重要な施設であることから、今後も計画的に点検や劣化診断を行い、施設の長寿命化を図る。②点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことでトータルコストの縮減・平準化に取り組む。③点検・診断により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図る。④現在使用されていない施設は、将来的には民間売却又は除却等の対応を行う方向で検討を進める、という4つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。

本市町村計画に登載する事業については、「総合管理計画」に整合する内容であり、今後も上下水道や廃棄物処理施設、消防や役場庁舎などの住民生活に密接に関わる施設等の整備を図り、地域の持続的発展を目指す。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子育て支援

本村は、令和2年3月に策定した「第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な子育て支援対策を講じてきているものの、少子化や核家族化、共働き家庭の増加などに伴って、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきている。さらに、家庭や地域における子育て支援に関する機能低下が懸念され、特に、少子化が進む本村では、子どもや地域社会に与える影響が大きい。また、母子保健の分野においても家庭や地域の育児機能の低下や育児不安などの新たな課題も出てきている。

少子化が進む本村においては、これまで子育て支援対策として、妊婦健診の無料化や産前・産後ケア事業の実施、第1子からの出産・就学祝金制度や高校生までを対象とした医療費の無料化、さらに保育園児や小中学生の給食費無償化を図っている。また、施設面では、子育て支援の中心施設として、複合施設である「鶴居村子どもセンター」を開所し、鶴居保育園の認可保育所への転換や子育て支援センター、児童館放課後児童クラブの開設など、ソフト、ハード両面で、子育て支援対策事業を進めている。

今後は、これら制度のさらなる拡充を図り、安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりを維持し、子ども子育て環境の充実整備に努めなければならない。

また、子供と親をめぐる課題については、母子保健活動の面からも育児不安や育児困難、虐待予防の支援を強化していかなければならない。

②高齢者・障がい者福祉

高齢社会を迎えた今日、村民一人ひとりが健康で生きがいと希望を持って生涯を暮らしていくことが最も重要である。今後増加が見込まれる介護を必要とする高齢者に対しては、施設サービスから在宅サービスへの転換に向けた地域包括ケアシステムの整備・充実を図っていかなければならない。

また、過疎化や核家族化、あるいは女性の社会進出などによって家族介護力は徐々に弱まってきており、老後における最大の不安要因となってきた。

本村は、令和3年3月に策定した「第8期鶴居村老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づきながら、介護保険制度や高齢者の保健福祉ニーズに対応した総合的なケアサービスを供給する体制の確立を目指している。

現在、村ではホームヘルプサービスや指定管理者制度を導入しているデイサービスセンターの運営などにより、各種介護サービスの充実に取り組んでいる。施設に入所して介護を受けなければならない高齢者は、村内の民間医療法人が運営する老人保健施設「えんれい荘」や他市町村の特別養護老人ホームなどに入所し、サービスの提供を受けている状況にある。

今後、介護サービスなどの福祉サービスを受けつつ、可能な限り在宅生活を望む高齢者の増加が予想されるため、介護保険制度のもとで、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができる充実した在宅型福祉サービスの環境づくりが求められている。

また、高齢者、障がい者の在宅生活を支える高齢者住宅や公営住宅など、身体状況に配慮した多様な住まいの確保も重要であり、合わせて在宅介護支援センターの充実やマンパワーの確保に努めていかなければならない。

さらに、令和3年3月に策定した「鶴居村第1次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、ノーマライゼーションの理念のもと、可能な限り障がい者が自立した暮らしを続けることができるよう、人にやさしい地域社会の形成を進めていかなければならない。

そのため、高齢者や障がい者に対するきめ細かなサービスが総合的に提供できる体制の整備を進めながら、高齢者や障がい者が生きがいを持ち続け、多様な社会参加を促進する機会の拡充に努めることが必要である。

③保健対策

医学や医療技術の進歩、公衆衛生の向上、更には食生活の改善などにより、平均寿命80歳代といわれる長寿社会を迎えている。

村民の健康に対する関心も強まっているが、ガンや心臓病、脳血管疾患など、従来からの生活習慣病予防に加え、肥満や糖尿病、精神的な健康阻害も増加傾向にあり、寝たきりや認知症高齢者の増加も大きな問題である。

本村では、健康づくり意識の一層の向上と疾病などの予防を図るため、医師や保健師、看護師、更には地域に配置される健康づくり推進員などが中心となり、生活習慣病予防をはじめとする各種検診や母子保健、健康教育、個別健康教育、転倒予防教室、簡単料理教室など、さまざまな保健活動や介護予防事業を推進している。

今後も「健康つるい21」運動の推進により、生活習慣病を予防し健康寿命の延伸を図るため、「自分の健康は自分でつくる」とする基本的な考え方を高めながら、保健医療対策の充実と個人の健康づくり活動を支援する環境づくりに努めていかなければならない。

(2) その対策

子育て支援

- ①第2期鶴居村子ども・子育て支援事業計画の着実な推進
- ②多様な保育ニーズに対応した認可保育所の運営充実
- ③妊婦健診の無料化や産前・産後ケア事業の実施
- ④第1子からの出産・就学祝金制度や高校生までの医療費の無料化
- ⑤保育園児や小中学生の給食費無償化
- ⑥子育て支援センターや放課後児童クラブの運営充実

⑦母子保健活動の面からの育児不安や育児困難、虐待予防の支援を強化

高齢者・障がい者福祉

- ①第8期鶴居村老人保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な推進
- ②鶴居村第1次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の着実な推進
- ③一般住宅などのバリアフリー化を推進
- ④施設サービスから居宅サービスへの利用転換を推進するため、介護サービスの是正に努めるとともに、介護予防プランの作成を通じ、高齢者が自立した生活を送ることができる体制の整備
- ⑤介護保険の利用者負担の軽減策を継続し、居宅介護サービスの利用促進と介護支援付の施設整備を検討
- ⑥ホームヘルパーなどの確保による在宅福祉サービスの充実強化
- ⑦高齢者などの生きがいづくりや社会参加活動の一層の促進
- ⑧老人医療費（65歳から69歳まで）の一部助成制度を継続
- ⑨高齢者の村内移動手段の確保や世帯の見守り対策について、社会福祉協議会などとの連携による実施

保健対策

- ①各種ガン検診や成人病検診・脳ドックなどの実施により、疾病の早期発見・早期治療の推進
- ②各種検診後の指導教育の充実
- ③介護予防事業の継続と充実
- ④子育て支援事業との連携による母子保健事業の充実
- ⑤個人の健康づくりの充実
- ⑥住民組織や関係団体との連携強化を図り、「健康つるい21」運動を推進

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境の 確保、高齢者等の保 健及び福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育園通園バス更新	鶴居村	
	(3)高齢者福祉 施設			
	その他	住宅改修費助成事業 高齢者福祉住宅増築等事業 デイサービスセンター送迎用リフト付送迎者更新	鶴居村 鶴居村 鶴居村	
	(8)過疎地域持続 的発展特別事業			
	児童福祉	乳幼児医療費助成 (具体的内容) 乳幼児に対する医療費の全額を公費負担する。 (事業の必要性) 乳幼児医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会実現のため、当事業は必要である。 (見込まれる事業効果等) 乳幼児医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会が実現できる。	鶴居村	
	児童生徒医療費助成 (具体的内容) 児童生徒に対する医療費の全額を公費負担する。 (事業の必要性) 児童生徒医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会実現のため、当事業は必要	鶴居村		

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>である。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>児童生徒医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会が実現できる。</p> <p>高等学校等生徒医療費助成</p> <p>(具体的内容)</p> <p>高等学校等生徒に対する医療費の全額を公費負担する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>高等学校等生徒医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会実現のため、当事業は必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>高等学校等生徒医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会が実現できる。</p>	鶴居村	
	高齢者・障害者福祉	<p>老人医療費助成</p> <p>(具体的内容)</p> <p>65歳から69歳までの老人医療費自己負担の一部を助成する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>老人医療費自己負担の一部を助成することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会実現のため、当事業は必要である。</p> <p>(見込まれる事業効果等)</p> <p>老人医療費自己負担の一部を助成することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすこと</p>	鶴居村	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	健康づくり	<p>のできる地域社会が実現できる。</p> <p>がん検診事業 (具体的内容) 健康増進法に基づく事業として、がんの早期発見を目的に実施。子宮がんは20歳以上、胃がん・大腸がんは30歳以上、肺がん・乳がんは40歳以上、前立腺がんは50歳以上を対象に実施。前立腺がん検診事業(一部公費負担)以外、全額を公費負担する。 (事業の必要性) がん検診費用の全額または一部を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会実現のため、当事業は必要である。 (見込まれる事業効果等) がん検診費用の全額または一部を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会が実現できる。</p>	鶴居村	
	(9) その他	<p>産前・産後ケア事業</p> <p>不妊治療費助成、特定不妊治療費交通費助成事業</p> <p>新生児聴覚検査助成金</p> <p>定期予防接種</p> <p>重度心身障害者医療給付</p> <p>出産及び就学祝金支給</p> <p>第1子以降支給 出産祝金第1子10万円/人 第2子20万円/人 第3子以降30万円/人 就学祝金5万円/人</p> <p>学童保育施設</p> <p>鶴居村敬老年金支給</p> <p>妊婦健康診査助成事業</p> <p>健康診査事業</p>	<p>鶴居村</p> <p>鶴居村</p> <p>鶴居村</p> <p>鶴居村</p> <p>鶴居村</p> <p>鶴居村</p> <p>鶴居村</p>	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) その他	高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業	鶴居村	
		老人緊急通報サービス装置設置事業	鶴居村	
		老人無料入浴券給付事業	鶴居村	
		在宅福祉除雪サービス事業	鶴居村	
		子育て支援対策事業	鶴居村	
		過疎地域高齢者等個別輸送事業	鶴居村	
		脳ドック検診助成事業	鶴居村	
		高齢者等冬期生活支援対策助成事業	鶴居村	
		地域活動支援センター運営事業	鶴居村	
		言語聴覚士等派遣特別支援事業	鶴居村	
		高齢者等インフルエンザワクチン助成事業	鶴居村	
		地域福祉有償運送事業	鶴居村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ. 基本方針の第3章では、1. 次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2. 将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3. ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進生活環境の整備」に関する主な公共施設等としては、保育園や高齢者福祉住宅、通所介護施設（デイサービスセンター）や老人寿の家などがある。

これら施設等については、建設後30年近くを経過したものや、近年の少子高齢化や保育ニーズの多様化、高齢者の増加などに対応するために整備したものなど様々である。

今後のこれら施設等の維持・管理について、「総合管理計画」のⅡ. 施設類型別基本方針、第1章公共施設のマネジメント方針の6. 子育て支援施設において、①園児に安全で快適な保育環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行う。既に推進している方針である②今後検討が進められる鶴居西公共エリア施設整備マスタープランにおいて、対象エリアに含まれる鶴居保育園の今後の建替え等の方針について検討を進める、という2つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。また、7. 保健・福祉施設において、①保健・福祉施設として村民が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かす。②建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行う。③点検

及び診断等の結果に基づいて施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していく、という3つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。

本市町村計画に登載する事業については、「総合管理計画」に整合する内容であり、今後も保育園や高齢者福祉住宅など、少子高齢化における住民ニーズに対応する施設等の整備を図り、地域の持続的発展を目指す。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

医療技術の進歩や高度化などにより、人々の健康水準は著しく改善されてはきたものの、生活様式や生活環境の変化などに伴って、単に治療だけでなく、健康づくりや検診などの保健対策と連携した医療活動が必要であり、疾病の予防やリハビリテーションなどの幅広い対策が求められている。

また、現在は家庭生活の場における在宅治療が求められており、訪問治療や看護のニーズに対する整備が重要である。

本村の医療機関は、村立鶴居診療所、鶴居歯科診療所、医療法人つるい養生邑病院の3施設で村内の地域医療が確保されているが、手術や精密検査、眼科、耳鼻科などの高度で専門的な治療は、第2次地域医療圏の中核を成す釧路市内の医療機関に依存している状況にある。

本村では、高齢化の進展に伴って、今後ますます医療需要が増加することが予想されることから、保健・医療・福祉・介護関係機関の連携のもとに、総合的なケアシステムの確立に努めるとともに、多様な医療需要に対処するための医療機器の整備や民間医療機関と連携した村立鶴居診療所への指定管理者制度導入についても検討しなければならない。

さらに、本村は広大な行政面積を有しており、高齢者をはじめとする遠隔地の患者が等しく医療を受けられる輸送体制の維持充実を図っていかなければならない。

(2) その対策

- ①多様な医療需要に対応するために、医療機器などを整備充実や村立鶴居診療所への指定管理者制度導入を検討
- ②健康づくりや検診などの予防策と連携した医療活動の推進
- ③村内医療機関との連携による医療サービスの向上
- ④広域医療圏における関係医療機関との連携システムづくりを推進
- ⑤遠隔地の患者が等しく医療を受けられる輸送体制の充実

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	村立鶴居診療所医療機器整備事業	鶴居村	
	患者輸送車	患者輸送車更新事業	鶴居村	
	(2) 特定診療科 に係る診療施設 診療所	鶴居歯科診療所医療機器整備事業	鶴居村	
		鶴居歯科診療所整備事業	鶴居村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ．基本方針の第3章では、1．次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2．将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3．ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「8 医療の確保」に関する主な公共施設等としては、鶴居診療所と鶴居歯科診療所がある。

これら施設等については、平成29年度に鶴居診療所の移転新築を行い、医療機器の整備を行うなど、住民へ医療機会の拡充を図ってきているところであるが、鶴居歯科診療所については、築27年を経過し、老朽化が進んでいる。

今後のこれら施設等の維持・管理について、「総合管理計画」のⅡ．施設類型別基本方針、第1章公共施設のマネジメント方針の8．医療施設において、①医療を受ける人が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かす。②建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行う。③診療所の稼働を担保するため、施設設備の修繕・改修及び機器の交換は予防保全を基本とする。④医師に安全で快適な住環境を提供するため、施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行う、という4つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。

本市町村計画に記載する事業については、「総合管理計画」に整合する内容であり、今後も鶴居診療所や鶴居歯科診療所の施設や医療機器等の整備を行い、住民の医療に対する受診機会の拡充を図ることで、地域の持続的発展を目指す。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

情報化や技術革新、グローバル化等が予測を超えて加速度的に進展する中、学校教育には、子どもたちに変化の激しい社会を生きるために必要な力である「生きる力」を育成することが求められている。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大など、先行きが不透明な「予測困難な時代」にあって、子どもたちに持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが求められている。こうしたことから、学校では、新学習指導要領の着実な実施により、知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視しつつ、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するとともに、道徳教育の充実や体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心と健やかな体を身につけるよう、保護者や地域の理解を得ながら取り組む必要がある。

児童・生徒数の推移（学校基本調査／5月1日現在）

（単位：人、％）

区分	昭和37年	昭和40年	増減率	昭和50年	増減率	昭和60年	増減率
小学校 児童数	人 791	人 570	％ △27.9	人 292	％ △48.8	人 260	％ △11.0
中学校 生徒数	人 411	人 359	％ △13.1	人 150	％ △58.2	人 143	％ △4.7
計	人 1,202	人 929	％ △22.7	人 442	％ △52.4	人 403	％ △8.8

区分	平成 7年	増減率	平成 11年	増減率	平成 16年	増減率	平成 22年	増減率
小学校 児童数	人 190	％ △19.5	人 157	％ △17.4	人 179	％ 14.0	人 152	％ △15.1
中学校 生徒数	人 122	％ △4.3	人 97	％ △20.5	人 78	％ △19.6	人 88	％ 12.8
計	人 312	％ △11.6	人 254	％ △18.6	人 257	％ 1.2	人 240	％ △6.6

区分	平成 25年	増減率	平成 27年	増減率	令和 3年	増減率	現在の 学校数
小学校 児童数	人 153	％ 0.7	人 165	％ 7.8	人 100	％ △39.4	3校
中学校 生徒数	人 83	％ △5.7	人 82	％ △1.2	人 92	％ 12.2	2校
計	人 236	％ △1.7	人 247	％ 4.7	人 192	％ △22.3	5校

鶴居村の学校数は、令和3年5月1日現在、小学校は3校で児童数は100人、中学校は2校で生徒数は92人であり、全ての学校がへき地級の指定を受けている。明治38年に下久著呂地区に小学校が開設されて以来、村内全域に入植者が増加し、学校数、児童生徒数は年々増加の傾向にあったが、昭和30年代後半から、後継者問題なども含めて離農が加速されるとともに、過疎化が進み、昭和40年代にかけて急激にその数が減少し、その後、昭和50年代からも緩やかではあるが、児童生徒数の減少が現在まで続いている。また、児童生徒の在籍数が最も多かった昭和30年代には小学校10校、中学校8校の学校を設置していたが、過疎化の進行による児童生徒数の減少により、小学校7校、中学校6校の廃校を余儀なくされた。

学校教育の内容は、心豊かで逞しく生きる児童生徒の育成を目指した教育を充実、発展させることを基本として、その取り組みの強化推進を図るとともに、今後は総合的な学習の取り組みや郷土を愛し個性と創造力に満ち溢れた児童生徒の育成、確かな学力と豊かな心を育む教育の推進、地域の特色を生かした教育活動の推進、自然体験や社会体験の推進を図る必要がある。

また、国際化、情報化が進展する中、情報教育関連機器の計画的な整備を促進するとともに、英語指導助手の配置や教職員の資質や力量を高める必要がある。特に、教育の情報化については、国が進めるGIGAスクール構想などにより、情報教育、教科指導におけるICT活用、校務の情報化を推進する必要がある。

さらに、教育的対応が多様化する障がい等を有する児童生徒に対しては、学びの保障や個別支援の充実を図るため、引き続き特別支援教育支援員及び学習支援員を配置し、対応する必要がある。

学校教育施設の環境整備の促進は、時代に沿った新たな教育を創造するためにも極めて重要であり、今後もその推進を図ることが必要である。特に、学校施設は、児童生徒が一日の大部分を過ごす生活の場であると同時に、地域住民の応急避難場所の役割を果たすことから、防災機能の充実強化は最優先課題である。特に建設から40年を超える鶴居中学校は老朽化が進んでおり、大規模改修等の対策が急務となっている。また、学校閉校後の施設利用について、有効活用と維持管理の万全を図るためにも、時代の要請に沿った魅力ある地域に根ざした施設としての活用が重要であり、各関係機関が十分に協議検討されなければならない重い課題である。さらに、教職員が快適な生活環境のもとで学校教育活動に専念できる居住環境の整備を図る必要がある。

児童生徒数の減少に伴う学校統合の影響により、当該地域の児童生徒は遠距離通学を余儀なくされているが、スクールバスの運行や民間定期路線バス利用の通学費助成など、今後も通学体制の整備充実が必要である。

②生涯学習

少子高齢化や情報化、核家族化など、急激な変化を遂げている社会情勢にあって、多様な学習機会の形成などが望まれている。

本村でも、住民の学習に対するニーズが多様化・高度化してきており、それらの欲求に応えながら全ての住民に等しく学習の機会が与えられるよう、社会教育中期計画などの基本的な考え方に沿って、学習機会の充実や社会教育団体の育成、指導者の養成、学習条件の整備などを進めている。

生涯学習の拠点施設となる「鶴居村ふるさと情報館」には、蔵書5万冊やAV機器を備えた図書室をはじめ、常設展示室、映像ホールなどが設けられ、多くの村民などに親しまれながら利用されている。

また、本村には総合センターや幌呂農村環境改善センターのほか、各集落にはコミュニティセンターなどの集会施設があり、生涯学習やコミュニティ活動の場として活用されている。今後、住民がいきいきと生活していける学習内容の充実や幅広い学習機会の提供に努め、生涯学習を推進する体制の一層の充実を図りながら、自主的に行う活動を積極的に支援していく必要がある。

また、高齢者を対象とした寿大学や小学生を対象としたわんぱくアドベンチャークラブなどの生涯学習活動が活発に行われているが、少子高齢化と就労の場の不足などにより、青年層の活動が停滞している。地域の活性化には若者の力が不可欠であることから、青年層の学習活動の促進が課題である。

③集会施設・体育施設

地域の自治活動を積極的に展開し、地域が抱えている問題や課題に力を合わせていこうとするのが、各地域のコミュニティ活動である。近年、過疎化や高齢化、核家族化、価値観の多様化などが進む中で、地域における住民の共同意識や連帯感が薄らぎつつあり、コミュニティの在り方が問われている。

現在、鶴居村には、自治会連合会の下、4つの自治会と28の農事組合・実行組合があり、10カ所の集会施設を拠点に地域の特性に応じたコミュニティ活動が推進されている。

しかし、少子高齢化や離農などにより地域人口や戸数が減少している集落では、コミュニティ活動の確保が切実な問題となっている。一方、鶴居市街地や比較的大規模な集落では地域に対する意識が薄れ、コミュニティ活動の低下が見受けられるものの、住み良い地域社会を確保するために、住民一人ひとりのコミュニティに対する意識を高めながら、村民の自発的かつ自主的な活動をより一層支援していかなければならない。

また、近年、余暇時間の増大や心身のリフレッシュを図るため、人々

のスポーツへの関心が高まりつつある。スポーツは、健康な身体をつくり明るく豊かな心と交流、融和を育てるものであり、少子高齢社会が進んでいる今日にあっては、村民の健康の増進と社会参加を促しながらスポーツの定着を図っていく必要がある。

本村は、これまで野球場や多目的運動広場などの屋外体育施設、村民ふれあいセンターなどの屋内体育施設を整備し、現在、新たな総合体育館を建設中である。これら施設は、子どもたちから高齢者まで、スポーツを通じた健康づくりに利用されている。また、鶴居市街と幌呂市街には、自然豊かな環境の中でプレーを楽しむことができるパークゴルフ場が整備され、多くの村民や釧路市などの都市部の住民からも、自然とふれあいながら気軽にスポーツを楽しめる施設として人気を集めている。

今後、スポーツによる地域の活性化を図りながら、子どもたちへのスポーツの普及振興に努める必要があり、新総合体育館を始めとしたスポーツ施設の充実に加え、指導体制の強化やスポーツ団体の育成と支援に努めるとともに、各種教室や大会などの充実を図る必要がある。

また、気軽に取り組むことができる住民向けの新たなスポーツの普及促進や、新総合体育館を活用した住民の健康増進活動を支援するための専門的知識を持った指導者の確保にも努めなければならない。

(2) その対策

学校教育

- ①知識や技能に加え学ぶ意欲や自ら課題を見つけ、自ら学び主体的に判断行動し、問題を解決する資質や能力などの確かな学力を育成するとともに、生きる力を育む教育を推進
- ②地域社会の温かな人間関係の中で、伸び伸びと暮らし安心して自分の力を発揮できる、生きる喜びや成就感、達成感や楽しさを享受できる教育活動を推進し、魅力に溢れる学校運営に努める。
- ③特別支援教育支援員や学習支援員を配置し、児童生徒に対するきめ細かな教育活動を支援
- ④G I G Aスクール構想などにより、コンピュータなどの情報教育関連機器を活用した教育の情報化を推進
- ⑤専任の英語指導助手を配置し、外国語による日常会話学習や諸外国の生活や文化に触れる国際理解を深める学習活動を推進
- ⑥心豊かで逞しく生きる児童生徒の育成を目指した学校教育を創造するため、鶴居中学校校舎整備のあり方を検討するとともに、各小中学校校舎を適切に維持管理
- ⑦老朽化した教職員住宅の整備を図るとともに、教職員の快適な居住環境を整備
- ⑧遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図るため、スクールバス

の導入により、通学体制を整備充実

- ⑨保護者の経済的負担を軽減し、教育環境の充実を図るための高等学校等人材育成支援制度を推進

生涯学習

- ①既存の社会教育施設の充実と適切な維持管理
- ②インターネットなどの活用による学習メニューの充実
- ③他市町村の図書館や生涯学習の関連機関とのネットワークを構築し、学習資材などの相互利用の促進
- ④自立性を高める生涯学習を推進するため、活動団体などへの奨励支援
- ⑤北海道遺産である「鶴居簡易軌道」など、地域の素材を活かした学習の推進や学習組織、リーダーの養成
- ⑥青年層の活動を促進させるため、既存の組織などの連携協力を進めながら魅力ある生涯学習活動の場を提供

集会施設・体育施設

- ①コミュニティセンターなど地域集会施設の充実
- ②積極的な地域コミュニティ活動の支援
- ③子どもたちへのスポーツの普及振興
- ④各種スポーツ団体などへの支援を始め、他市町村や関係団体との連携によるスポーツ教室や各種大会などの開催の推進
- ⑤住民が気軽に取り組むことができる新たなスポーツの普及促進
- ⑥新総合体育館を活用した住民の健康増進活動を支援するため、専門的知識を持った指導者を確保

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振 興	(1) 学校教育関 連施設			
	校舎	下幌呂小学校大規模改修事業 鶴居中学校大規模改修事業	鶴居村 鶴居村	
	屋内運動場	鶴居小学校体育館屋根・外壁塗装	鶴居村	
	教職員住宅	教職員住宅建築事業	鶴居村	
	スクールバ ス・ボート	スクールバス購入	鶴居村	
	(3) 集会施設、 体育施設等 集会施設	総合センター機能改善事業 基本構想 総合センター機能改善事業 基本実施設 計 総合センター機能改善事業 改修工事 総合体育館整備事業 ふるさと情報館改修事業	鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村 鶴居村	
	(4) 過疎地域持 続的発展特別事 業			
	義務教育	外国語指導助手配置事業 (具体的内容) 外国語指導助手を2名配置する。 (事業の必要性) ネイティブスピーカーの発する外国語 を通じて、その言語や文化について、体 験的に理解を深め、積極的にコミュニケ ーションを図ろうとする態度の育成に 資するとともに、コミュニケーション能 力の素地を養う。 (見込まれる事業効果等) 村内で近年伸長著しい外国人旅行者受 入に対応できる新たな観光産業の担い 手養成と雇用確保による人材定着など、	鶴居村	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>今後のグローバル社会の進展に対応した国際性に富んだ人材を育成する。</p> <p>特別支援教育支援員・学習支援員配置事業 (具体的内容) 特別支援教育支援員・学習支援員を配置することにより、障がい等によって授業についていけなかったり、注意・集中することが難しい児童生徒への個別の支援（学習支援も含む）や休み時間の安全管理、身体に障がいのある児童生徒の生活介助等を行うことで、対象となる児童生徒の安心安全な学校生活を保障する。 (事業の必要性) 特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していることや、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への教育的対応がますます求められていること、さらに児童生徒の障がいの状態の多様化への対応が必要になっている。 (見込まれる事業効果等) 障がい児等への学びを保障し、また、支援対象の児童生徒の得手不得手、他の児童生徒にとって理解しにくい行動の理由の理解も進み、個々の多様性に関する理解の醸成を図ることができる。</p>	鶴居村	
	高等学校	<p>高等学校等人材育成支援金 (具体的内容) 高等学校等に就学している20歳未満の生徒に対し、必要な教育費の一部を支援することにより当該生徒の保護者の経済的負担を軽減し、もって優秀な人材育成に寄与する。 (事業の必要性) 村内には高校等が無く、通学費にも相当の費用がかかっており、当該生徒の保護者の経済的負担を軽減するためにも当事業は必要である。 (見込まれる事業効果等) 高等学校等に就学している生徒の保護者に対し、教育費の一部を支援することにより、保護</p>	鶴居村	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>者の経済的負担が軽減されるとともに就学機会の向上につながり、優秀な人材育成が図られる。</p> <p>高校通学バス運行費補助 運行区間 鶴居～釧路 (具体的内容)</p> <p>高校生の日常的な通学手段であるバスの運行を維持するため、鶴居村内から釧路市内への通学バス運行を行う事業者に対し、その運行に要する経費の一部を助成し、通学バスの維持を図る。 (事業の必要性)</p> <p>高校が無い本村において高校生の日常的な通学手段であるバスの運行確保は、本村には欠くことのできない通学手段であり、将来にわたる高校生の通学のためにも、当事業はひつようである。 (見込まれる事業効果等)</p> <p>高校生の日常的な通学手段であるバスの運行が維持されることにより、保護者及び生徒の安心・安全が保たれ、将来にわたり通学の安定が図られる。</p>	鶴居村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ. 基本方針の第3章では、1. 次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2. 将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3. ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「9 教育の振興」に関する主な公共施設等としては、学校教育関連施設では小学校3校、中学校2校、教職員住宅、スクールバスなどがある。

これら学校施設については、鶴居小学校を除き、昭和50年代から平成初頭にかけて整備したものであり、学校耐震化などに対応しながら、児童生徒の安心安全な学習環境を提供するための施設の整備や改修を行っている。また、教職員のための住宅も整備しているが、中には築40年以上を経過するものもあり、今後、その更新が課題となっている。

一方、生涯学習関連施設は、ふるさと情報館や鶴居村図書館、さらに集

会施設として、鶴居村総合センターや幌呂農村環境改善センター等があり、地域の文化振興の拠点施設となっている。また、体育施設については、現在建設中の新総合体育館や廃校後の学校体育館を活用した地域体育センターがある。

今後のこれら施設等の維持・管理について、「総合管理計画」のⅡ．施設類型別基本方針、第1章公共施設のマネジメント方針の5．学校教育系施設において、①児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行う。②下幌呂小学校及び鶴居中学校は老朽化が著しいため、今後の修繕費に掛かる費用及び大規模改修の費用等を踏まえ、具体的な検討を進める、という3つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。

また、生涯学習関連施設については、同じく第1章公共施設のマネジメント方針の1．村民文化系施設において、①施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行う。②耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とする。今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断する、という2つの基本方針や、2．社会教育系施設において、①点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図る。②維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討する、という2つの基本方針、さらに体育施設は、3．スポーツ・レクリエーション系施設において、①点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図る。②維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討する。③将来的に施設の安全性に問題が生じ、施設利用に支障が出ると考えられるようになった際には、財政状況と利用ニーズを含めた総合的な判断の下、建替え等の方針を検討する。既に、事業が実施されている④今後検討が進められる鶴居西公共エリア施設整備マスタープランにおいて、対象エリアに含まれる施設（ファミリースポーツセンター、村民プール、鶴居テニスコート）の今後の建替え等の方針について検討を進める、という4つの基本方針を定めており、「総合管理計画」のそれぞれの項の基本方針により対応していくこととする。

本市町村計画に登載する事業については、「総合管理計画」に整合する内容であり、今後も学校施設等や生涯学習関連施設の整備を行い、児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するとともに、住民の生涯学習活動（文化活動やスポーツ活動など）を支援することで、地域の持続的発展を目指す。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落は、地域社会の基本単位であり、日常生活や生産活動、コミュニティ活動を営む上で重要な機能を有している。

本村は、鶴居市街と幌呂市街、下幌呂地区が中心集落を構成しており、そのほか集落が散在する地域として、茂雪裡、下久著呂など大きく14の集落で形成されている。これらの集落では、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の設置による水洗化をはじめ、地域のコミュニティセンターなどの集会施設や交通網の整備などが年次的に進められ、快適な農村生活の基盤が整いつつある。

近年、農業主体の散居集落では、離農をはじめ就労の場の不足による若者などの都市部流出や少子高齢社会の進展などによって地域人口の減少が見られる。

こうした地域人口の減少による影響で地域の中心的な役割を果たしている学校が閉校に至り、地域活力の低下が大きな課題となっている。

一方、中心集落である鶴居市街は、生活環境の充実や交通の利便性、公共施設などの整備充実などによって地域人口は増加しているものの、商業者の撤退等による衰退が続き、空き家、空き店舗が増加傾向にある。そのため、空き家対策等に関する計画により、空き家等の活用や除却等を具体的に進め、将来の公共施設用地や村有地を確保することで市街地の空洞化を防ぐとともに、公園などの住民が集う憩いの場や集いの場を整備する必要がある。

また、道東の拠点都市である釧路市や釧路空港に近い下幌呂地区では、自然環境や交通条件の良さなどから、下幌呂夢の杜団地への移住者などによって地域人口が増加している。

農業主体の散居集落と鶴居市街や幌呂市街、下幌呂地区の生活主体の集落では、地域人口や活力に格差などが生じており、今後、地域の均衡ある発展を目指すため集落の再編整備が必要とされる。

さらに、下幌呂夢の杜・希の杜団地や中幌呂地区分譲地の宅地分譲販売の促進、希の杜団地第2期分譲地の造成整備による移住者の受入れなど、定住促進対策を推進していくとともに、道路網の整備や交通手段、地域コミュニティ活動の推進をはじめ、農村環境の魅力化などを視野に入れた集落再編整備の検討を進めていかなければならない。

(2) その対策

- ① 下幌呂夢の杜・希の杜団地の販売と村民の定住促進や移住者などの受入れを推進
- ② 道路網の整備や交通手段、地域コミュニティ活動の推進などに努め、集落の再編整備を検討
- ③ 市街地における将来の公共施設用地や村有地を確保し、公園などの

地域住民の憩いや集いの場を整備し、地域の活性化を促進

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(1) 過疎地域 集落再編整備	希の杜第2期分譲地整備事業	鶴居村	
	(3) その他	公園整備事業 移住促進事業	鶴居村 鶴居村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ．基本方針の第3章では、1．次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2．将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3．ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「10 集落の整備」に関する主な公共施設等としては、下幌呂地区の夢の杜団地、希の杜団地、中幌呂分譲地がある。これらの分譲地の整備には、「4 地域における情報化情報化の推進」にある下幌呂光ケーブル幹線増設事業や「5 交通施設の整備、交通手段の確保」にある道路整備事業、さらに「6 生活環境の整備」にある水道や農業集落排水施設の整備事業と一体となった推進が必要である。今後、下幌呂希の杜分譲地の整備に関しては、本市町村計画において記す上記の4から6までの項それぞれの「総合管理計画」における基本方針を踏まえ、対応していくこととする。

本市町村計画に登載する事業については、「総合管理計画」に整合する内容であり、下幌呂希の杜団地第2期分譲地の整備や公園整備等を行い、移住・定住を支援することで、地域の持続的発展を目指す。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

物質的な生活の豊かさが満たされ、余暇時間の増加などが進む中で、心の豊かさを求める意識が高まってきている。このような中で、文化への関心が高まりを見せ、芸術鑑賞や創作活動などについて多様な欲求が生まれてきている。

本村では、ふるさと情報館をはじめ、鶴居村総合センターや幌呂農村環境改善センター、地域のコミュニティセンターなどを活用し、さまざまな文化活動が意欲的に展開されている。

村民の芸術文化活動も多様化しており、今後は村民のニーズに合った学習機会を提供するとともに、新しい芸術文化の創作活動を奨励支援していくことが大切であり、優れた芸術文化にふれあうことのできる機会の提供に努めていかなければならない。

また、本村には、釧路湿原国立公園周辺をはじめ、村内の各地域に多くの埋蔵文化財などが点在し、鶴居村ふるさと情報館には開拓の時代からの貴重な郷土資料が数多く展示されている。今後、人材育成のための学習などに広く活用するとともに、その保護保全や地域の歴史文化の継承を推進していく必要がある。

特に、1920年代の村開拓期から1960年代半ばまでの発展期において、地域住民の貴重な移動手段として活躍した「鶴居簡易軌道」は、北海道遺産に登録され、本村が誇る歴史的遺産として脚光を浴びており、その保存とともに、地域文化の振興への活用を図っていかなければならない。

(2) その対策

- ①新しい文化・芸術の創造活動を推進
- ②文化団体や各種サークルなどの活動に対する育成と支援
- ③優れた芸術・文化に接する鑑賞機会の提供
- ④文化的景観の形成や文化教室の開催などの拡充
- ⑤郷土資料の収集・展示・保存及び教育的活用の推進
- ⑥郷土芸能の振興とその指導者と後継者の育成などにより、村民の文化意識を向上
- ⑦北海道遺産の「鶴居簡易軌道」の保存とその活用
- ⑧開村100年に向けた、未来へ引き継ぐ新たな地域文化の振興を検討

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化 の振興等	(1) 地域文化 振興施設等 地域文化振興 施設	鶴居簡易軌道展示施設建設	鶴居村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ．基本方針の第3章では、1．次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2．将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3．ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「11 地域文化の振興等」に関する主な公共施設等としては、集会施設として、鶴居村総合センターや幌呂農村環境改善センター、各地区のコミュニティセンター、廃校後の学校施設を活用した地域文化交流施設がある。築年数もそれぞれである各施設は、老朽化に対して耐用年数などの長期的な視点から改修を行っている。

今後のこれら施設等の維持・管理について、「総合管理計画」のⅡ．施設類型別基本方針、第1章公共施設のマネジメント方針の1．村民文化系施設において、①施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行う。②耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とする。今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断する、という2つの基本方針を定めていることから、それらにより対応していくこととする。

本市町村計画に登載する事業については、「総合管理計画」に整合する内容であり、今後も地域の文化振興を図ることで、地域の持続的発展を目指す。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

平成 23 年の東京電力福島第一原子力発電所の事故や平成 30 年の北海道胆振東部地震によるブラックアウトを教訓に、太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギー資源の利用の推進のため、国や自治体による様々な施策が進められている。

本村は、日照時間や森林資源、酪農・畜産業から生み出される家畜排せつ物などに恵まれ、豊富なエネルギー資源を有している。今日、北海道は 2050 年「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた様々な取り組みを進めており、本村も地球温暖化への対応や、持続可能な開発目標（SDGs）を意識した環境対策を積極的に進めていかなければならない。

太陽光は無尽蔵なエネルギー資源であり、また、地域林産材や家畜排せつ物といったバイオマス資源は、地域において確保できる貴重な再生可能なエネルギー資源である。

今後、二酸化炭素（CO₂）の削減は、地球温暖化という環境問題の解決のためには避けて通ることができない課題である。そのための取り組みを推進することは、地域の主要な産業である林業や酪農・畜産業の振興にもつながるものと期待される。さらに、釧路川上流域である本村においては、これまで積極的な植林活動を行っており、釧路湿原への環境負荷を軽減し、特別天然記念物タンチョウを始めとした貴重な野生動植物の保護にもつながっている。そのため、今後も、環境に配慮した再生可能エネルギー資源等の活用による取り組みを推進していかなければならない。

(2) その対策

①個人住宅の太陽光発電装置導入に対する補助の推進

②木質系燃料ストーブ購入助成の推進

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(2) 過疎地域 持続的発展特別 事業 再生可能エ ネルギー利用	鶴居村住宅用太陽光発電システム導入 補助事業 (具体的内容) 住宅用太陽電池モジュール、架台、イン バータ・保護設置(パワーコンディショ ナ)、接続箱、直流側開閉器、発電量計 測機器、余剰電力販売用電力量計、上記 機器の設置工事などに必要な経費につ いて50万円を限度に補助する。 (事業の必要性) 太陽光エネルギーを利用した住宅用発 電システムを設置する者に対し、予算の 範囲内において補助金を交付すること により、環境への負荷の少ない新エネル ギーの普及促進に寄与する。 (見込まれる事業効果等) 再生可能エネルギーである太陽光の活 用により、環境への負荷軽減が図られる とともに、ゼロカーボン社会に向けた住 民レベルの取り組みの推進が期待でき る。	鶴居村	
	(3) その他	木質系燃料ストーブ購入補助事業 (具体的内容) 木質系燃料材を燃焼する家庭用室内型 ストーブを購入しようとする者に対し、 1台につき、ストーブ本体価格の2分の 1以内、15万円を限度に補助する。 (事業の必要性) 地域林産材の有効利用を図りながら、石 油代替エネルギーの導入促進を行い、ゼ ロカーボン社会の実現を目指す。 (見込まれる事業効果等) CO ₂ の吸収源である森林資源の活用 は、ゼロカーボン社会の実現には有効で あり、また、地域産業の林業の振興にも 結び付き、地域の持続的発展につながる ことが期待できる。	鶴居村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ．基本方針の第3章では、1．次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2．将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3．ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「12 再生可能エネルギーの利用の推進」に関する主な公共施設等は、現状、本村に存在していない。そのため、「総合管理計画」における基本指針に当てはまる施設は無いが、平成28年以降、村外民間企業が進める家畜ふん尿等を活用したバイオガス発電所の今後の動向を注視しながら、産業面から再生可能エネルギーの支援を検討していく。また、個人住宅の太陽光発電装置導入に対する補助を推進する。

本市町村計画に登載する事業については、「総合管理計画」に規定は無いものの、地域の持続的発展に不可欠なものであり、今後も再生可能エネルギーの利用促進を図ることで、地域の持続的発展を目指す。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①地域景観形成事業

地域景観は、人々の生活や事業活動などの営みと自然環境とが重なり合って形を成すものであり、日々の暮らしや産業の歴史、そこに培われた文化の積み重ねを通じて生まれるものである。

本村には、釧路湿原国立公園の豊かな自然資源や雄大な大規模草地在り広がる牧歌的景観、特別天然記念物タンチョウが生息する地域特性などを有し、また、充実した観光・レクリエーション施設などが整備されており、多くの観光客が年間を通して訪れるなど、本村の「日本で最も美しい村」の取り組みや魅力ある自然資源などが注目されている。

また、村内の各地域や学校・職場などでは、花壇の造成や木・花の植栽により、緑に包まれた美しい景観づくりに努めている。

今後も、樹木の植栽などによる花や緑の多い景観づくりに取り組んでいかなければならない。

良好な景観は、住民生活に潤いや快適さをもたらすばかりでなく、本村の重要な資源として地域の魅力や価値を高め、活性化にも大きな役割を果たすものであり、今後は「日本で最も美しい村」連合の活動や「鶴居村環境基本条例」や「自然の番人宣言」などと合わせ、村と地域住民とが一体となって景観保全活動に取り組み、自然と調和した潤いと安らぎのある地域景観の形成に努める必要がある。

しかし、近年では自然環境や地域景観を無視した太陽光パネルの無秩序な設置など、景観形成に関する課題も明らかになっている。

②イベント事業

地域活力の向上方法としてイベントの開催が挙げられる。現在、本村の産業、自然などを生かした特色あるイベントを実施し、郷土意識の向上と活力ある村づくり活動を推進している。

イベント事業は行政と村民の協働作業で取り組んでいくことが基本であり、村民一人ひとりの協力と参加が不可欠であることから、村民の自主的な活動によってイベントが開催できるよう体制の整備や支援に努める必要がある。

今後は、村内で開催するイベントの充実などを図りながら、本村の特色などを生かしたイベントの開催によって、地域の活性化が図られるよう取り組んでいかなければならない。

③鶴居村PR事業

交流人口の拡大や観光産業の振興など、さまざまな本村の活性化施策を推進していくためには、村内外に村の魅力や情報を十分に発信し

ていく必要がある。そのために、村ホームページの充実や地域おこし協力隊員によるSNSを活用した情報発信を積極的に行い、村の良さやふるさと納税への取り組みを推進しなければならない。

また、本村のキャッチフレーズやシンボルマークなどの「つるいC I」の活用や「日本で最も美しい村」連合の活動を推進しながら、特別天然記念物タンチョウなどを始めとする本村の個性や良さをPRし、本村のイメージアップと地域の活性化に努めなければならない。

さらに、北海道横断自動車道釧路延伸について、人口が集中する大都市札幌圏域を始めとした都市部との、交流人口の拡大に向けた村民の機運醸成を図る必要である。

今後も、村の情報を積極的に発信し、観光情報や地場産品などの販売提供、広域イベントなどへの積極的な参加を通じて、本村のPRに努めていかなければならない。

(2) その対策

地域景観形成事業

- ①村ぐるみ花いっぱい運動の一層の推進を図りながら、美しい村づくりを推進
- ②道路沿線や公共施設周辺などの環境を整備
- ③「日本で最も美しい村」連合の活動において、村と地域住民が一体となり、自然と調和した潤いと安らぎのある地域景観を形成
- ④太陽光パネルの設置に関する指針の策定

イベント事業

- ①イベントの再編などを図りながら、本村の特性を活かしたイベント事業の実施や活動支援

つるい納涼まつり

毎年7月開催

ふるさと盆踊り花火大会

毎年8月開催

鶴居村ふるさとまつり

毎年9月開催

鶴居村タンチョウフェスティバル

毎年2月開催

湿原ウオーク in つるい

毎年開催(時期未定)

「日本で最も美しい村」連合ビューティフルデー 毎年10月開催

鶴居村PR事業

- ①地域おこし協力隊員による各種取り組みを通じて、マスメディアやSNSを積極的に活用した本村のPR促進
- ②様々な村のPR事業につるいC Iなどを活用し、また「日本で最も美しい村」連合の活動を通じた本村のイメージアップの促進
- ③観光情報や地場産品などの販売提供、広域イベントなどの積極的な参加を通じて地域産業の振興や地場産品の消費拡大を推進
- ④村民や各種団体などが取り組む事業の情報発信への支援

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		「日本で最も美しい村」連合活動事業	鶴居村	
		むらづくりチャレンジ支援事業補助	鶴居村	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「総合管理計画」のⅠ．基本方針の第3章では、1．次世代に継承可能な施設保有（総資産量の適正化）、2．将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）、3．ライフサイクルコストの縮減（維持管理コストの抑制）の3つの視点による公共施設マネジメント基本方針を定めている。

「13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」に関する主な公共施設等は、現状、該当するものが無く、そのため、「総合管理計画」における基本指針に当てはまる施設は無い。

本市町村計画に登載する事業については、「総合管理計画」に規定は無いものの、人材育成や地域景観の形成、イベントや村のPR事業など、地域の持続的発展に不可欠なものであり、今後もこれら持続的発展に関し必要な事項の促進を図ることで、地域の持続的発展を目指す。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>地域公共交通再編事業 (具体的内容)</p> <p>過疎地域においては、少子高齢化による人口減少が進む中、地域の公共交通の利用者も減少の一途を辿り、その維持が困難になっている。その一因としては、路線バスの運行本数が限られているため、利用者のニーズと路線バスの運行時間とがマッチしていないことも考えられ、利用者側に立った公共交通の維持が図られる必要がある。そこで、現在運行中の定期路線バスの一部をデマンド化し、利用者のニーズに沿った運行を行い、高齢者等の移動手段の確保を図る。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>今後、高齢者人口が増加の一途を辿ることが予想され、公共交通に依存する高齢者が増えると考えられる。そのため、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限りその生活を維持できれば、地域の持続的発展に寄与するものと考えられる。</p>	その他	<p>高齢者等の公共交通の利用ニーズにマッチしたデマンド運行がなされることで、地域住民の安心安全な生活が維持され、地域の持続的発展が可能になる。また、マイカー利用の経験の無い都市住民が本村に移住してきた際にも、定期路線バスの運行本数が限られていることから、その利便性の向上に寄与するものである。</p>

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>生活路線バス運行費補助 (具体的内容)</p> <p>住民の日常的な移動手段である生活路線バスの運行を維持するため、鶴居村内から釧路市内への路線バス運行を行う事業者に対し、その運行に要する経費の一部を助成し、生活バス路線の維持を図る。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>過疎地域における住民の日常的な移動手段である生活路線バスの運行確保は、過疎地域には欠くことのできない生活基盤であり、将来にわたる過疎地域の住民生活安定のためにも、当事業は必要である。</p>	民間	<p>地域地域における住民の日常的な移動手段である生活路線バスの運行が維持されることにより、地域住民の安心・安全が保たれ、将来にわたり過疎地域住民の生活の安定が図られる。</p>

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>乳幼児医療費助成 (具体的内容) 乳幼児に対する医療費の全額を公費負担する。 (事業の必要性) 乳幼児医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会実現のため、当事業は必要である。</p>	鶴居村	乳幼児医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会が実現できる。
	児童福祉	<p>児童生徒医療費助成 (具体的内容) 児童生徒に対する医療費の全額を公費負担する。 (事業の必要性) 児童生徒医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会実現のため、当事業は必要である。</p>	鶴居村	児童生徒医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会が実現できる。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>高等学校等生徒医療費助成 (具体的内容) 高等学校等生徒に対する医療費の全額を公費負担する。 (事業の必要性) 高等学校等生徒医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会実現のため、当事業は必要である。</p>	鶴居村	<p>高等学校等生徒医療費の全額を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会が実現できる。</p>
	高齢者・障害者福祉	<p>老人医療費助成 (具体的内容) 65歳から69歳までの老人医療費自己負担の一部を助成する。 (事業の必要性) 老人医療費自己負担の一部を助成することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会実現のため、当事業は必要である。</p>	鶴居村	<p>老人医療費自己負担の一部を助成することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られ、安心して暮らすことのできる地域社会が実現できる。</p>

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	<p>がん検診事業</p> <p>(具体的内容)</p> <p>健康増進法に基づく事業として、がんの早期発見を目的に実施。子宮がんは20歳以上、胃がん・大腸がんは30歳以上、肺がん・乳がんは40歳以上、前立腺がんは50歳以上を対象に実施。前立腺がん検診事業(一部公費負担)以外、全額を公費負担する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>がん検診費用の全額または一部を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会実現のため、当事業は必要である。</p>	鶴居村	<p>がん検診費用の全額または一部を公費負担することで、将来にわたり過疎地域住民の負担軽減と生活の安定が図られることから、安心して暮らすことのできる地域社会が実現できる。</p>

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 教育の振 興	(4) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 義務教育	<p>外国語指導助手配置事業 (具体的内容) 外国語指導助手を2名配置する。 (事業の必要性) ネイティブスピーカーの発する外国語を通じて、その言語や文化について、体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に資するとともに、コミュニケーション能力の素地を養う。</p>	鶴居村	近年著しい外国人旅行者の増加に対応できる新たな観光産業の担い手養成等、今後のグローバル社会の進展に対応した国際性に富んだ人材を育成する。
	義務教育	<p>特別支援教育支援員・学習支援員配置事業 (具体的内容) 特別支援教育支援員・学習支援員を配置することにより、障がい等によって授業についていけなかったり、注意・集中することが難しい児童生徒への個別の支援(学習支援も含む)や休み時間の安全管理、身体に障がいのある児童生徒の生活介助等を行うことで、対象となる児童生徒の安心安全な学校生活を保障する。 (事業の必要性) 特別支援学級や通級による指導の対象者が増加していることや、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への教育的対応がますます求められていること、さらに児童生徒の障がいの状態の多様化への対応が必要になっている。</p>	鶴居村	障がい児等への学びを保障し、また、支援対象の児童生徒の得手不得手、他の児童生徒にとって理解しにくい行動の理由の理解も進み、個々の多様性に関する理解の醸成を図ることができる。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 教育の振 興	(4) 過疎 地域持続的 発展特別事 業 高等学校	<p>高等学校等人材育成支援金 (具体的内容) 高等学校等に就学している 20 歳未満の生徒に 対し、必要な教育費の一部を支援することによ り当該生徒の保護者の経済的負担を軽減し、も って優秀な人材育成に寄与する。 (事業の必要性) 村内には高校等が無く、通学費にも相当の費用 がかかっており、当該生徒の保護者の経済的負 担を軽減するためにも当事業は必要である。</p>	鶴居村	高等学校 等に就学 している 生徒の保 護者に対 し、教育費 の一部を 支援する ことによ り、保護者 の経済的 負担が軽 減される とともに 就学機会 の向上に つながり、 優秀な人 材育成が 図られる。
	高等学校	<p>高校通学バス運行費補助 運行区間 鶴居～釧路 (具体的内容) 高校生の日常的な通学手段であるバスの運行を 維持するため、鶴居村内から釧路市内への通学 バス運行を行う事業者に対し、その運行に要す る経費の一部を助成し、通学バスの維持を図る。 (事業の必要性) 高校が無い本村において高校生の日常的な通学 手段であるバスの運行確保は、本村には欠くこ とのできない通学手段であり、将来にわたる高 校生の通学のためにも、当事業は必要である。</p>	鶴居村	高校生の 日常的な 通学手段 であるバ スの運行 が維持さ れること により、保 護者及び 生徒の安 心・安全が 保たれ、将 来にわた り通学の 安定が図 られる。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギーの利用	<p>鶴居村住宅用太陽光発電システム導入補助事業 (具体的内容)</p> <p>住宅用太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護設置(パワーコンディショナ)、接続箱、直流側開閉器、発電量計測機器、余剰電力販売用電力量計、上記機器の設置工事などに必要な経費について50万円を限度に補助する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、環境への負荷の少ない新エネルギーの普及促進に寄与する。</p>	鶴居村	再生可能エネルギーである太陽光の活用により、環境への負荷軽減が図られるとともに、ゼロカーボン社会に向けた住民レベルの取り組みの推進が期待できる。

鶴居村過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年 月

編集・発行／鶴居村役場企画財政課

〒085-1203 北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地

TEL 0154-64-2112 FAX 0154-64-2577

ホームページ <https://www.vill.tsurui.lg.jp/>